

(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び
(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業
環境影響評価準備書に関する補足資料

<補足資料内容>

35 具体的な緑化計画について	1
36 生態系ネットワークについて	8
37 哺乳類の観点からの生態系に対する影響について	14
38 落葉広葉樹の観点からの生態系に対する影響について	21
39 コナラ群落の保全に向けた対応について	28
40 草地等の「集約化」について	31
41 施工計画と生物の生息環境の確保について	33
42 雨水調整池及び草地（湿性）の考え方について	36
43 草地（湿性）の水源の確保について	38
44 草地保護区の断面模式図について	40
45 生態系環境保全のための措置について	42

令和8年9月
横 浜 市

35 具体的な緑化計画について

【令和7年度第11回審査会ご意見】

スライド21ページのところです。最後に、緑化（緑地計画）について「今後具体的に検討していきます」とのことですが、もう一步踏み込んで、どのような緑化を実施するのか具体的に示せるかという部分でお伺いしたいです。これが1点目です。実際の緑化の部分がどのような所にどのような形でと示された方が、私たちもいろいろコメントがしやすくなると思いましたので、それを示せるかということです。

【事業者の見解】

対象事業実施区域における具体的な緑化計画については図 35-1（2）に示すとおりです。

見晴らしの丘及び周辺の広場、臨時駐車場はシバ類等の草地（低茎）を主体とした草地とし、納骨施設の大部分は芝生型納骨施設とします。さらに、草地（高茎）として、表土及び根茎の移植等により、チガヤを主体とした高茎草本群落や一部湿性も含む草地を創出します。

また、対象事業実施区域内の植栽は、対象事業実施区域に隣接する樹林地との連続性に配慮したものとし、例えば、墓園の緑地等は、コナラ等の郷土種を主体とした落葉広葉樹林等の植栽を行い、対象事業実施区域とわきみずの森等の隣接する樹林地との連続性に配慮した計画とします。

その他、対象事業実施区域には、草地保護区を設けます。草地保護区は生物の生息場所となるような草地（高茎）を主体とし、排水設備としてだけでなく、生物の生息域として、オープン式調整池を整備します。オープン式調整池及び周辺には、水枯れのない草地（湿性）、草地（高茎）、及び草地（高茎）と草地（低茎）がパッチ状に広がる草地を配置して多様な草地環境を形成します。草地保護区においては、人の立ち入りを制限し、人圧等による動物への影響が低減できるような計画とします。

これらの内容については環境影響評価書に反映します。環境影響評価書においては、「準備書 第2章 都市計画対象事業の計画内容」のp.2-41の記載を次ページのとおりに修正するほか、p.2-42 図2.3.14を図35-1（2）のとおりに修正します。また、p.2-44 表2.3.7を補足資料25 表25-1（2）において修正しましたが、さらに表35-1（2）のとおりに修正します。

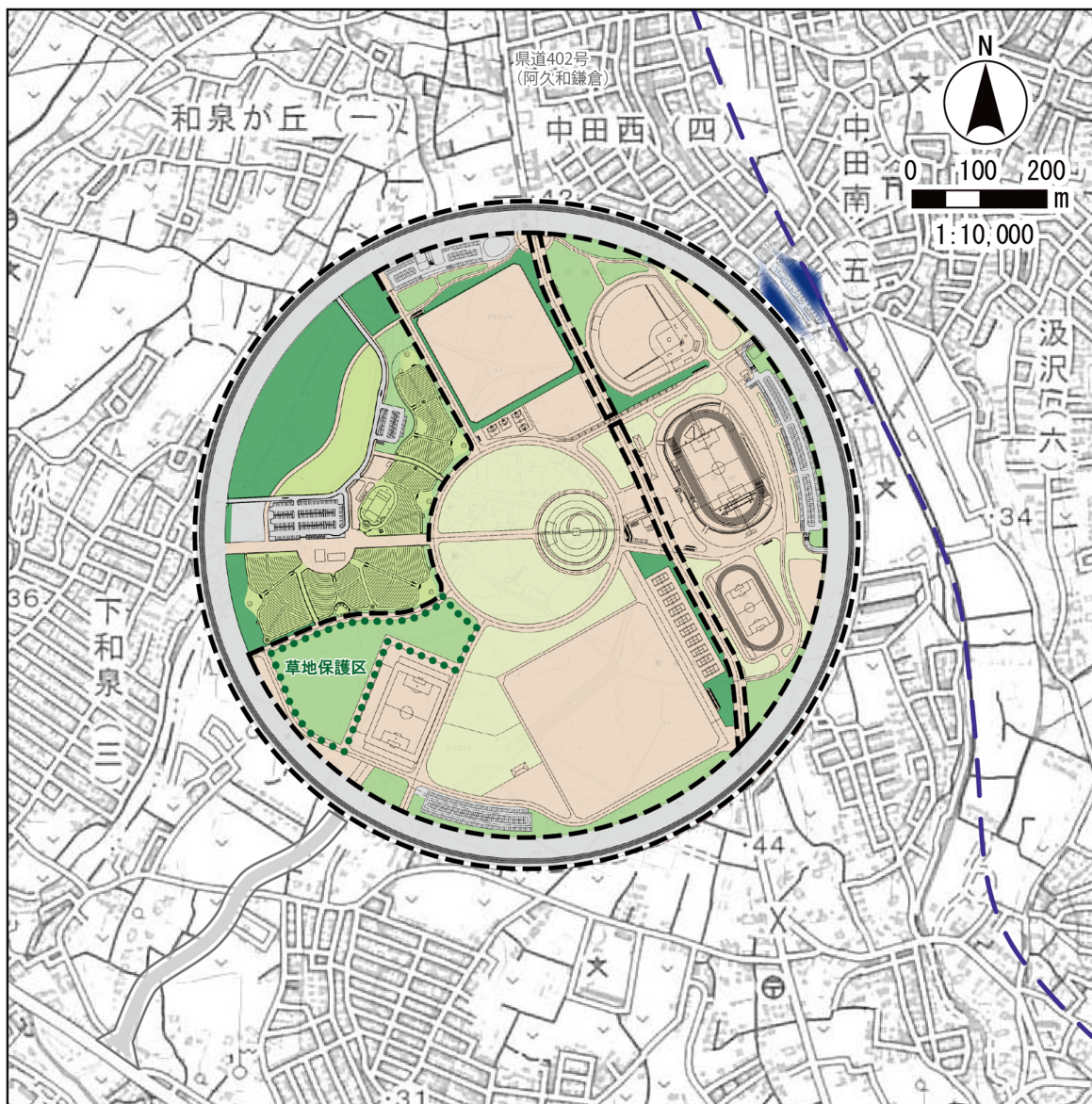
なお、草地保護区に関する記載事項は「第7回審査会補足資料 25 湿性草地について」にて、環境影響評価書に反映する旨お示ししています。

<準備書 p. 2-41 一部抜粋>

- ・現在、深谷通信所跡地内において広域に分布している低茎草地の環境は、事業に伴い一度は消失しますが、公園区域の見晴らしの丘や草地広場、墓園区域における臨時駐車場において、現状と同様な低茎草地の環境を可能な限り復元していくことに努めます。

<赤字：準備書からの変更箇所>

- ・現在、深谷通信所跡地内において広域に分布している低茎草地の環境は、事業に伴い一度は消失しますが、公園区域の見晴らしの丘や草地広場、墓園区域における臨時駐車場において、**シバ類等の草地（低茎）を主体とした草地を整備し、現状と同様な草地（低茎）の環境を可能な限り復元していくことに努めます。なお、納骨施設の大部分は芝生型納骨施設とします。**
- ・**草地（高茎）として、表土及び根茎の移植等により、チガヤを主体とした高茎草本群落や一部湿性も含む草地を創出します。**



※ 緑地空間等は主に高茎の草地を主体とした空間、草地広場等は主に低茎の草地を主体とした空間です。

凡 例

■■■: 対象事業実施区域

■■■: 運動場・園路等

■■■: 納骨施設等

■■■: 草地広場等

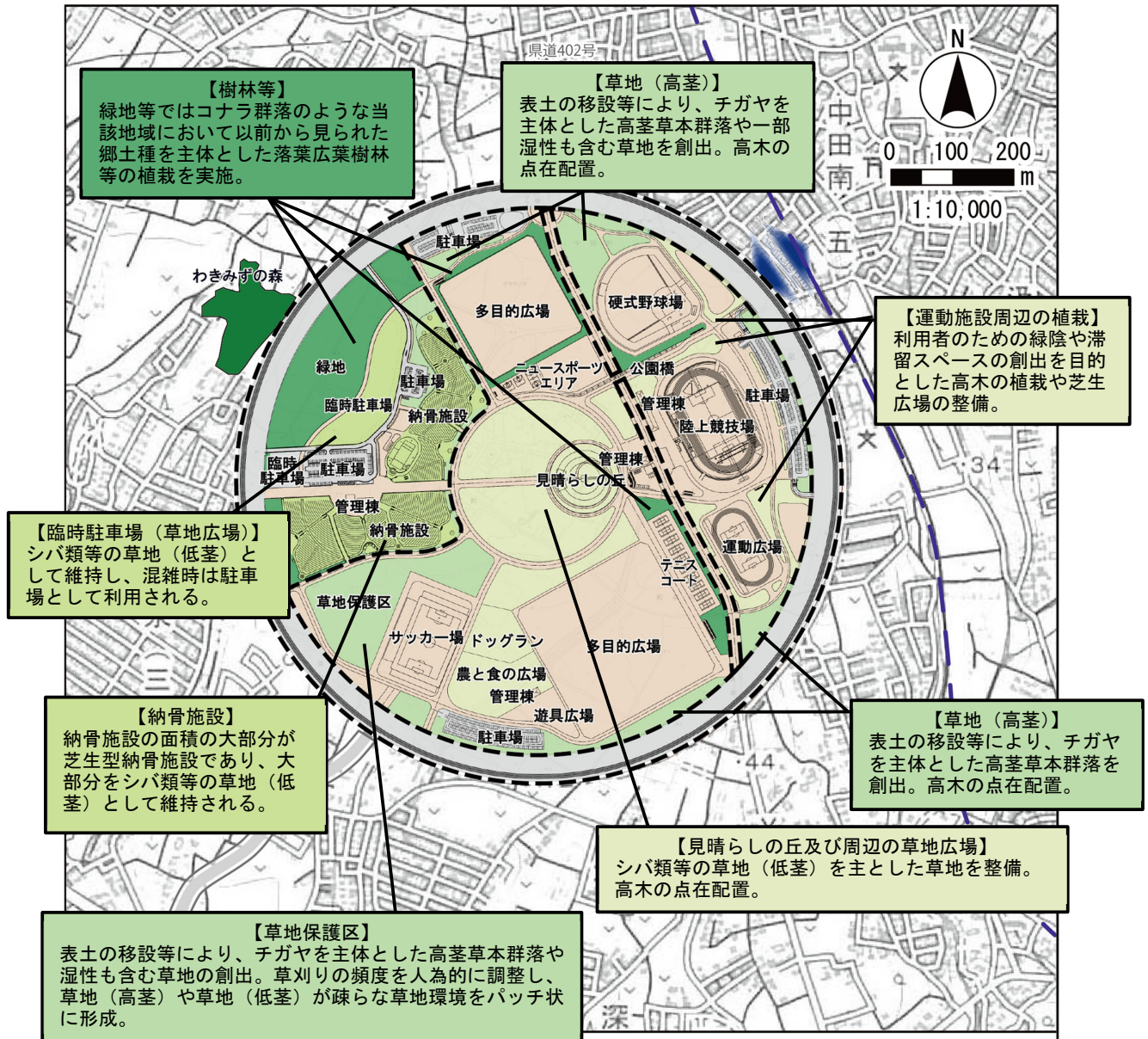
■■■: 道路・駐車場等

■■■: 緑地空間等

■■■: 樹林等

資料:「深谷通信所跡地利用基本計画」(横浜市、平成30年2月)
を基に加工して作成

図 35-1 (1) 主な緑地等の配置
(準備書 p.2-42 図 2.3.14)



凡 例

【 】: 対象事業実施区域

■: 運動場・園路等

■: 道路・駐車場等

■: 落葉広葉樹林（コナラ林）

■: 納骨施設等

■: 緑地空間等

■: 草地広場等

■: 樹林等

※ 小動物とは、バツタ類、チョウ類、トカゲ類、ネズミ類等をさします。

資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）を基に加工して作成

図 35-1（2） 主な緑地等の配置
（準備書から変更）

表 35-1 (1) 区域別の植栽計画
(準備書 p. 2-44 表 2. 3. 7)

区域		植栽計画の内容
区域①	土地の履歴を継承する 草地帯	・【草地】＋【点在する高木】の景観を形成
区域②	広域的利用スポーツ施設を取り巻く重厚なみどり	・【常緑樹主体】スポーツ施設のボリュームに負けない重厚なみどり ・緑陰や滞留スペース等来園者の居場所を創出 ・地域のランドマークになるみどりの環境を創出
区域③	土地の履歴を継承する 草地帯	・【草地】＋【点在する高木】の景観を形成 ・南側農地の連続した見通しに配慮
区域④	深谷の生態系を守る草地保護区	・【草地】＋【オープン式調整池の水辺※】＋【点在する高木】の景観 ・草地を保護し、生物多様性に配慮 ・西側へ抜けた眺望を残す ・湿生草地の整備 ・オープン式調整池整備による水辺の創出 ・墓園の境界部の緑地と併せた環境づくり
区域⑤	周辺樹林と一体となった樹林地等	・【ケヤキ・モミジ群落】等季節変化する樹木主体の樹林等の形成 ・西側の山々への眺望に配慮した落葉高木を植栽
区域⑥	深谷の開放的な広場空間を継承する中央広場	・【芝生】＋【点在する高木】の広場 ・木陰の創出等、来園者の活動に配慮した植栽づくり ・墓園の境界部の緑地と併せた環境づくり

※ オープン式調整池は、降雨時に一時的に雨水を貯留し、流出する水量を調整するための屋外開放型の貯留施設です。常時水が滞留しているものではありません。

表 35-1 (2) 区域別の植栽計画

(赤字：準備書からの変更箇所)

区域		植栽計画の内容
区域①	土地の履歴を継承する草地帯	・【草地】＋【点在する高木】の景観を形成 ・表土の移設等による、チガヤを主体とした高茎草本群落の創出 ・一部湿性も含む草地の整備
区域②	広域的利用スポーツ施設を取り巻く重厚なみどり	・【常緑樹主体】スポーツ施設のボリュームに負けない重厚なみどり ・高木の植栽や芝生広場の整備による緑陰や滞留スペース等来園者の居場所を創出 ・地域のランドマークになるみどりの環境を創出
区域③	土地の履歴を継承する草地帯	・【草地】＋【点在する高木】の景観を形成 ・表土の移設等による、チガヤを主体とした高茎草本群落の創出 ・南側農地の連続した見通しに配慮
区域④	深谷の生態系を守る草地保護区	・【草地】＋【オープン式調整池の水辺※】の景観 ・草地を保護し、生物多様性に配慮 ・西側へ抜けた眺望を残す ・チガヤを主体とした高茎草本群落の創出や湿性も含む草地の整備 ・オープン式調整池整備による水辺の創出 ・墓園の境界部の緑地と併せた環境づくり ・草刈りの頻度を人為的に調整し、草地（高茎）や草地（低茎）が疎らな草地環境をパッチ状に形成
区域⑤	周辺樹林と一体となった樹林地等	・【コナラ群落】等の当該地域において以前から見られた郷土種を主体とした落葉広葉樹林等の植栽 ・西側の山々への眺望に配慮した落葉高木を植栽 ・墓園臨時駐車場の一部はシバ類等の草地（低茎）として維持し、混雑時は駐車場として利用
区域⑥	深谷の開放的な広場空間を継承する中央広場	・【芝生】＋【点在する高木】の広場 ・木陰の創出等、来園者の活動に配慮した植栽づくり ・墓園の境界部の緑地と併せた環境づくり ・シバ類等の草地（低茎）を主とした草地を整備

※ オープン式調整池は、降雨時に一時的に雨水を貯留し、流出する水量を調整するための屋外開放型の貯留施設です。「第6章 6.14 景観 表 6.14.24 (p.6.14-34)」でお示しするフォトモンタージュにおけるオープン式調整池の水路部分については常時水が流れるものではありません。

36 生態系ネットワークについて

【令和7年度第11回審査会ご意見】

類型区分と供用後の緑地配置なのですが、この中で生き物のネットワークに関する情報があまり表現されていないので、繋がりがどういったところで、何に対して環境の繋がりが出来上がってくるのかということ、少し具体的に記載いただくことが重要ではないかと思いました。今現在、草地保護区も新しくできる草地ということと、周りにまだ多くの低茎草地がありますので、低茎草地との繋がりですとか、周辺の道路沿いの緑地との繋がりですね、道路部分はこれからとしても、どういった形で全体としての生態系ネットワークが形成されることを目指すのかという図が必要ではないかと思いました。

【事業者の見解】

供用時の施設配置計画に基づいた具体的な緑化計画については、「35 具体的な緑化計画について」にて整理しました。これを踏まえ、植物群落ごとに生息が想定される種を図 36-1 に示すとおり整理するとともに、生態系ネットワークの形成方針を整理しました。対象事業実施区域の緑化計画における生態系ネットワークの概念図は図 36-2 に示すとおりです。

なお、参考として図 36-3 に現況の植物群落ごとの生態系を示します。

公園及び墓園整備事業全体として、草地、樹林等の緑地、植栽帯を整備することで、生物の生息環境を創出するとともに移動経路の確保を図ります。対象事業実施区域内の移動に加え、対象事業実施区域外の周辺緑地への移動の連続性を確保し、対象事業実施区域内外を含めた生態系ネットワークの形成を図ります。

特に草地保護区では、草刈りの頻度を人為的に調整し、草地（高茎）や草地（低茎）が疎らな草地環境をパッチ状に形成させていくことで、草地（高茎）～草地（低茎）のバッタ類・チョウ類を中心に、ヒバリ・ホオジロ等が生息し、ハイタカ等猛禽類が採餌に飛来するような環境を創出します。また、オープン式調整池として整備することにより、一部を草地（湿性）としてアメンボ等の水生昆虫の生息環境を創出し、カエル類やトカゲ類が生息あるいは採餌場として利用可能な環境を創出します。

樹林等の緑地では、一部にコナラ等の郷土種を主体とした落葉広葉樹林等を整備し、タヌキ等の哺乳類、コゲラやカワラヒワ等の鳥類、ハムシ類やカメムシ類の昆虫類等の生息環境を創出します。その他、公園内に整備する草地（高茎）では、表土及び根茎の移植等により、チガヤを主体とした高茎草本群落や一部湿性も含む草地を整備し、モズ、セッカ、ホオジロ、バッタ類、チョウ類の生息環境を創出します。

また、納骨施設の大部分を芝生型納骨施設に、臨時駐車場の一部を草地にすることで、草地保護区から樹林等の緑地へと連続する環境を形成し、草地広場では、高木や中低木の植栽や芝生等の草地（低茎）が生物の移動を補助します。

このように草地保護区等を中心に対象事業実施区域内に整備する草地及び樹林等の緑地を相互に連結し、対象事業実施区域全体で1つの生態系ネットワークを形成します。加えて、わきみずの森等、対象事業実施区域外に隣接する樹林地への連続性を確保し、生息環境の創出と生物の移動経路の確保を図り、対象事業実施区域周辺を含めた生態系ネットワークの形成に寄与します。

これらの内容は環境影響評価書に反映します。具体的には、「準備書 第2章 都市計画対象事業の計画内容 2.3.11 生物多様性の保全」のp.2-41に次ページのとおり追記します。また、「準備

書 第2章 都市計画対象事業の計画内容 2.3.12 緑の保全と創造」のp.2-43を下記のとおり変更します。また、図 36-1～図 36-3 は、「準備書 第6章 6.2 生物多様性 6.2.3 生態系」のp.6.2-107に次ページのとおり修正し、図 36-1～図 36-3 は、p.6.2-108～p.6.2-110に追加します。準備書からの変更箇所は赤字で示すとおりです。

<準備書 p.2-41 に追記>

<赤字：準備書からの変更箇所>

- ・公園及び墓園整備事業全体として、草地、樹林地等の緑地、植栽帯を整備するとともに、生物の移動経路を確保することで、対象事業実施区域内外を含めた生態系ネットワークの形成を図ります。

<準備書 p.2-43 抜粋>

- ・緑化に際して、郷土種中心の多様な植物の植栽に努め、適切な管理により、良好な環境を維持します。また、外周道路部分には、適切に植樹帯等を配置します。

<赤字：準備書からの変更箇所>

- ・緑化に際して、郷土種中心の多様な植物の植栽に努め、適切な管理により、良好な環境を維持します。また、草地保護区を中心に対象事業実施区域内に整備する草地及び樹林等により全体をネットワーク化し、生物の移動を助けます。

<準備書 p. 6. 2-107 抜粋>

6. 2. 3 生態系

3) 予測

⑥予測結果

ウ 生物多様性の変化の内容及びその程度

公園及び墓園整備事業の実施にあたっては、「ア 環境類型区分の変化の内容及びその程度」(p. 6-2-104～p. 6. 2-106)、「イ 食物連鎖の変化の内容及びその程度」に示したとおり、樹林等や草地（低茎及び湿生）に関しては建設行為等、施設の存在・土地利用の変化に伴い、生態系の一部の生息・生育環境に変化が生じるものの、環境の復元や、環境の保全のための措置を講じることで対象事業実施区域及びその周辺における環境類型区分や動植物の生息・生育環境は維持・保全され、食物連鎖への影響もほとんどないと予測されます。

上記を踏まえると、生物多様性の状況の変化はほとんどないと予測されます。

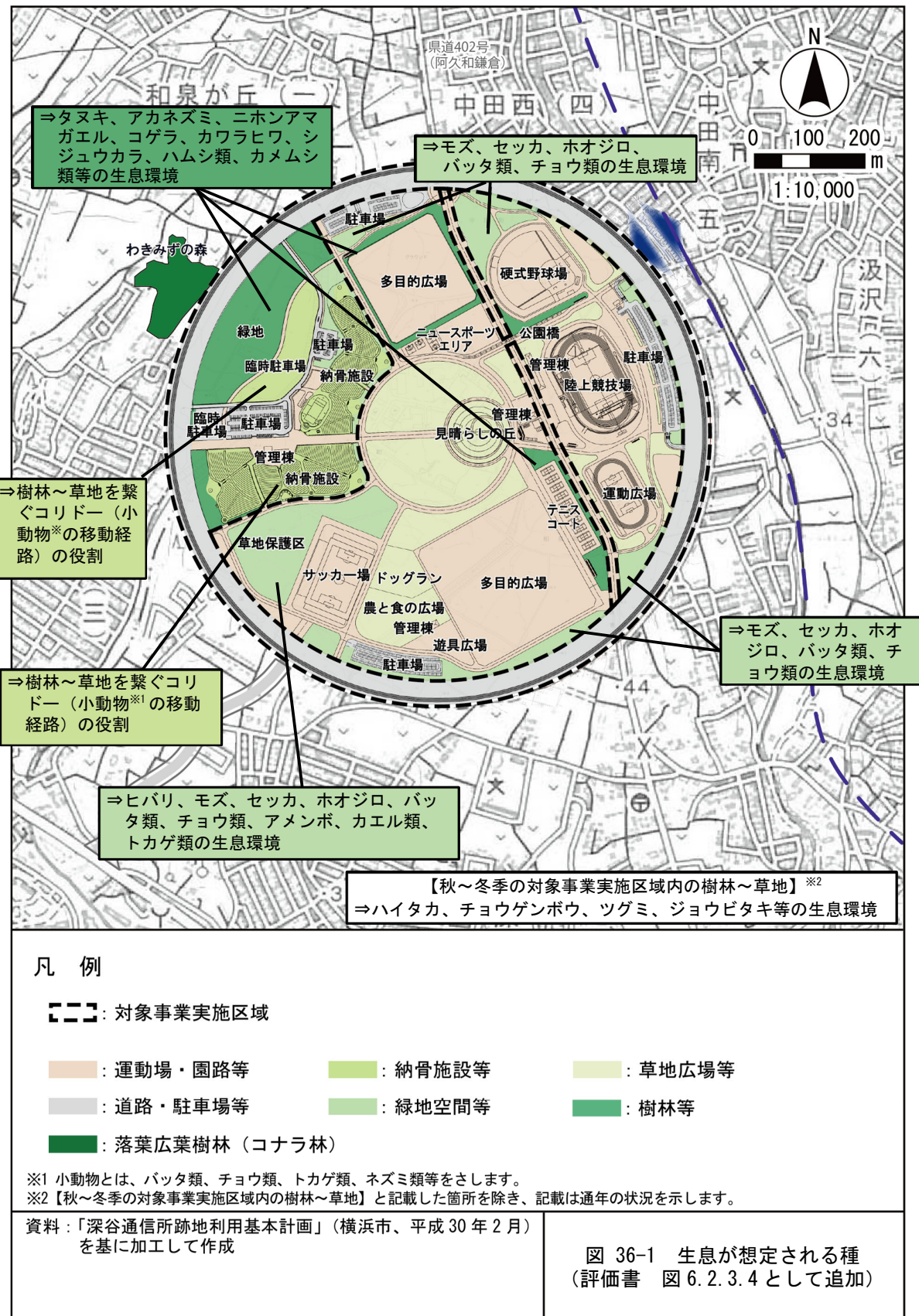
<赤字：準備書からの変更箇所>

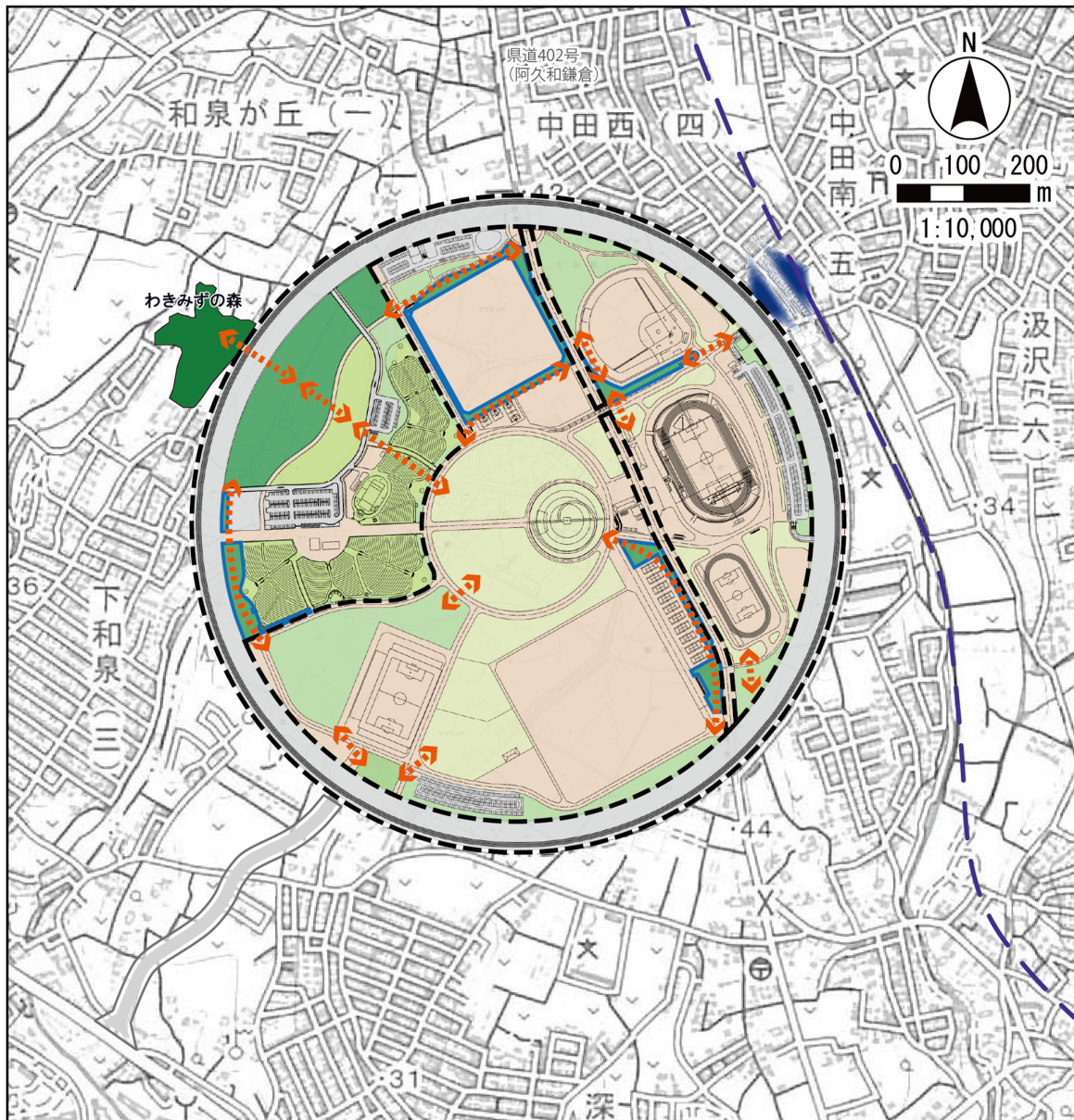
ウ 生物多様性の変化の内容及びその程度

公園及び墓園整備事業の実施にあたっては、「ア 環境類型区分の変化の内容及びその程度」(p. 6-2-104～p. 6. 2-106)、「イ 食物連鎖の変化の内容及びその程度」に示したとおり、樹林等や草地（低茎、湿性）に関しては建設行為等、施設の存在・土地利用の変化に伴い、生態系の一部の生息・生育環境に変化が生じるものの、環境の復元を行うことにより、図 6. 2. 3. 4 に示す種の生息が可能な環境が形成されるとともに、生物の移動経路を確保することで、図 6. 2. 3. 5 に示す対象事業実施区域内外を含めた生態系ネットワークの形成を図ります。なお、現況の植物群落ごとの生態系は図 6. 2. 3. 6 に示すとおりです。

また、環境の保全のための措置を講じることで対象事業実施区域及びその周辺における環境類型区分や動植物の生息・生育環境は維持・保全され、食物連鎖への影響もほとんどないと予測します。

上記を踏まえると、生物多様性の状況の変化はほとんどないと予測します。





凡 例

【 〓 〓 】: 対象事業実施区域

◀ ◯ ▶: コリドー（小動物※の移動経路）

□: 小動物※の移動経路となる植栽帯

〓: 運動場・園路等

〓: 道路・駐車場等

〓: 納骨施設等

〓: 緑地空間等

〓: 草地広場等

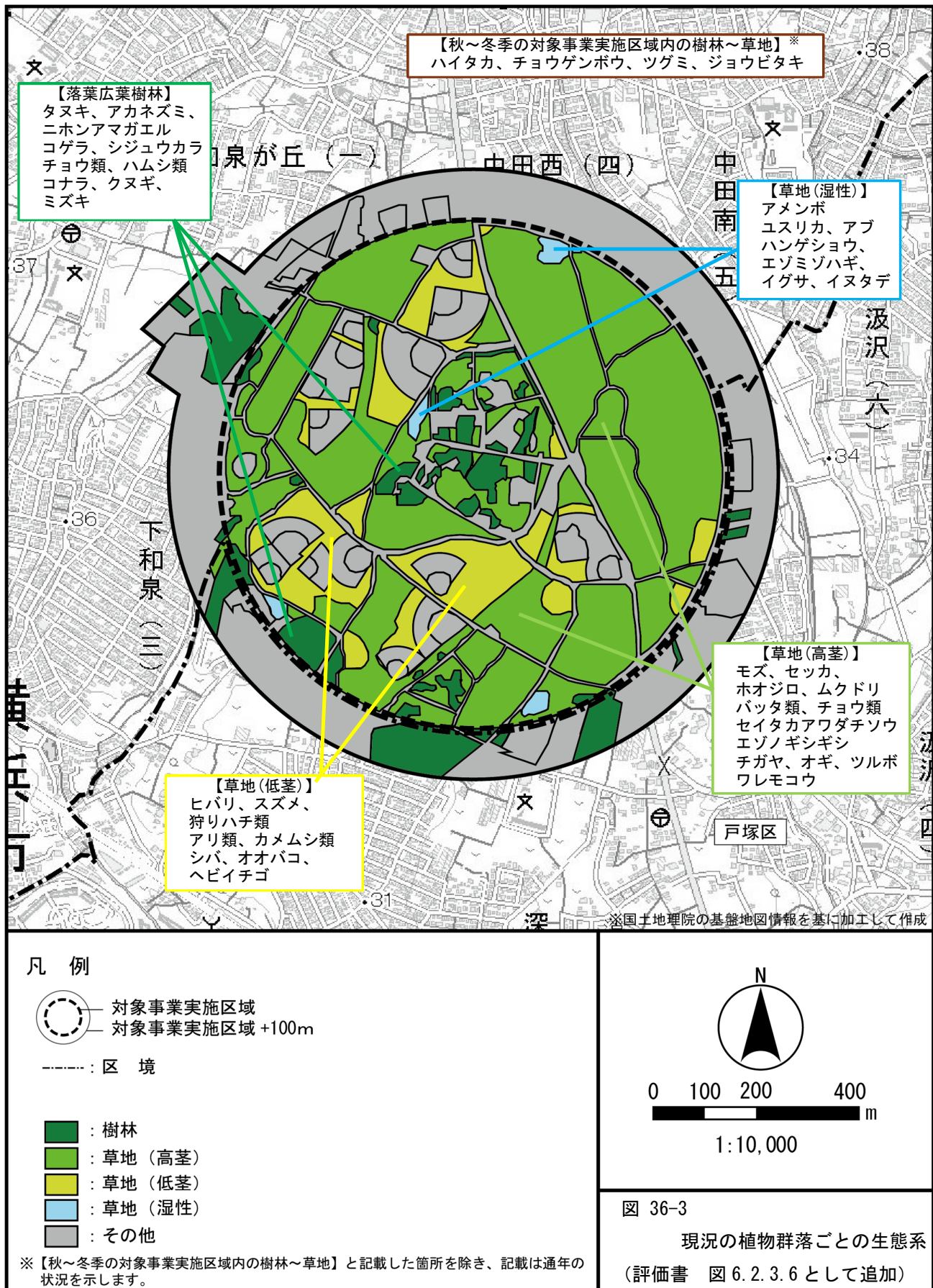
〓: 樹林等

〓: 落葉広葉樹林（コナラ林）

※ 小動物とは、バツタ類、チョウ類、トカゲ類、ネズミ類等をさします。

資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）
を基に加工して作成

図 36-2 緑化計画における生態系
ネットワークの概念図
（評価書 図 6.2.3.5 として追加）



37 哺乳類の観点からの生態系に対する影響について

【令和7年度第11回審査会ご意見】

質問の1点目はですね、この地域全体の生態系の項目に関しまして、スライド59ページに「食物連鎖への影響はほとんどない」という記載がされているのですが、まず哺乳類を調査して、例えば哺乳類の注目種を選んでいないであるとか、あるいはアカネズミが出ていたりしますが、周辺の樹林とのネットワークの中で損なわれるような生息環境というものがないのかというようなことについて、少し情報がないのではないかと思います。なぜ哺乳類が注目種に入っていないのか、食物連鎖に対して影響が考慮されていないのかというところをお伺いできればと思いました。

【令和7年度第15回審査会ご意見①】

補足資料の3の哺乳類の観点についてお伺いしたいのですが、まず哺乳類の注目種の選定基準に該当しないということで、対象種はないのですが、逆に言うところの注目種の選定基準以下で、哺乳類に対して配慮すべき種がないと判断されているのかということをお伺いしたいと思います。例えば、アカネズミがいるのですが、今回、高次捕食者としてのタヌキに関しては言及があるのですが、猛禽類の餌資源としての哺乳類の生息状況については評価をされていないように思っています。

そのような観点に関して、どのようにお考えをお聞かせいただきたいと思います。

【令和7年度第15回審査会ご意見②】

アカネズミは準備書6.2-22ページ（表6.2.1.13 確認種（哺乳類））に記載があります。秋に出ています。猛禽類の餌資源としての考え方というのは、生態系を評価するにあたり必要に思うのですけれども。

タヌキとハイタカが両方同じゾーンに入っているのも若干違和感があるなと思います。餌資源の幅が違うのではないかと思います。そうすると、ハイタカの餌資源というのは何かというと、ネズミ類が出てきていいのではないかと思います。

【令和7年度第15回審査会ご意見③】

アカネズミだけが見られているというのは、どこで見られているのでしょうか。

どこかに分布の情報があると思うのですが、注目すべき種に入っていないもので、生息地点が分からなかったです。

ただ、生態系の予測のあり方として、餌資源としての哺乳類という観点を加えると、必ずしもレッドデータ掲載種でなくても、生態系の項目でいいと思うのですが、生息している哺乳類の分布がどこで見られる方がいいと思います。哺乳類に関して分布のデータがなく、アカネズミがどこで見られたかということが分かると、落葉広葉樹林の餌資源としての利用範囲みたいなものを推定できるかと思ったのですが、その情報がなかったです。

特に落葉広葉樹林にいるアカネズミに関しては、具体的な地点が分かるようお願いしたいと思います。

【事業者の見解】

哺乳類については、「準備書 第6章 6.2 生物多様性 6.2.1 動物」において、準備書 p. 6. 2-29 に示す「表 6. 2. 1. 18 注目すべき種の選定基準（動物）」に該当する種が現地調査で確認されなかったことから、注目種の選定はしていません。しかし、「準備書 第6章 6.2 生物多様性 6.2.3 生態系」では、生態系の構成要素としての役割を有することから、準備書 p. 6. 2-100 に示す「図 6. 2. 3. 2 食物連鎖模式図」（図 37-1（1）参照）のとおり、食物連鎖の観点からその位置付けを整理し、予測を行っています。

今回のご指摘を踏まえ、準備書 p. 6. 2-100 に示す「図 6. 2. 3. 2 食物連鎖模式図」を図 37-1（2）のとおり修正し、環境影響評価書に反映します。準備書からの変更箇所は赤字で示すとおりです。

ご指摘のアカネズミについては、現地調査で確認された哺乳類の一つであり、生態系においては植物種子や昆虫類を消費する一方、猛禽類等の餌資源としても機能する種であることから、生態系構造を説明する上で重要な構成要素と考えられます。このため、食物連鎖模式図にアカネズミを追加します。また、タヌキとハイタカを同一の高次消費者として扱う整理を見直し、生態的特性及び餌資源の違いを踏まえて分離しました。食物連鎖模式図の修正内容及び理由は、表 37-1 に示すとおりです。

なお、哺乳類の確認地点は図 37-2 に示すとおりです。このうち、アカネズミはトラップ調査により確認されており、図 37-3 に示す「st-5 落葉広葉樹林（コナラ林）」及び「st-2 高茎草本群落」に設置したトラップで捕獲されています。図 37-2 及び図 37-3 は、環境影響評価書 資料編「第2章 予測評価関連 2.1 生物多様性（動物、植物、生態系） 1）動物 （1）哺乳類」に追加します。

表 37-1 食物連鎖模式図の修正内容及び理由

修正項目	修正内容	修正理由
アカネズミの追加	一次～高次消費者として追加した。	対象地の草地や樹林において、木の実や小動物類を捕食し、一次～高次消費者として幅広い役割を担っているため。
チョウゲンボウの追加	最上位の消費者として追加し、ハイタカと併記した。	アカネズミの追加に伴い、ネズミ類・トカゲ類・バッタ類を主に捕食する猛禽類として食物連鎖の最上位に位置付けられること、及び主に小鳥類を捕食する猛禽類であるハイタカと並ぶ存在であるため。
ハイタカ(+チョウゲンボウ)とタヌキを分けての表記	最上位の消費者について対象事業実施区域との関わりに応じて分けて表記した。	最上位消費者のうち、対象事業実施区域との関わりが限定的(季節的な利用あるいは限定的(餌場)な利用)である種(ハイタカ、チョウゲンボウ)と恒常的に利用している種(タヌキ)の違いを明確にするため。
アズマヒキガエルの位置づけ	ほぼ最上位の消費者として位置づけた。	主にミミズや昆虫類、クモ類を捕食するが、トカゲや他のカエル類を捕食することもある種であるため、ヒガシニホントカゲ、アマガエルの上位に位置付けた。なお、恒常的な捕食者となる種は存在しないため、連鎖(→)のない状態でハイタカ・チョウゲンボウ等の下位に位置付けた。
モズの位置づけ	ほぼ最上位の消費者として位置づけた。	対象事業実施区域の草地において、昆虫類や両生類、爬虫類、小鳥、小型哺乳類等を捕食する「小猛禽」として食物連鎖の最上位に位置付けられるため。なお、タカ類に捕食されることもあるが、恒常的な捕食-被食関係にあるとはいえないため、連鎖(→)のない状態でハイタカ・チョウゲンボウの下位に位置付けた。
アマガエルの追加	湿性環境寄りの中間消費者として追加した。	草地(湿性)の小昆虫類を捕食し、モズ等に捕食される中間消費者として、湿性環境の連鎖を繋ぐ役割を担っているため。
高木亜高木・林床の削除	樹林等の生産者から高木亜高木・林床を削除しました。	クスギやコナラは高木亜高木層を代表する樹種、アズマネザサは林床を構成する種であり、表現が重なるため。

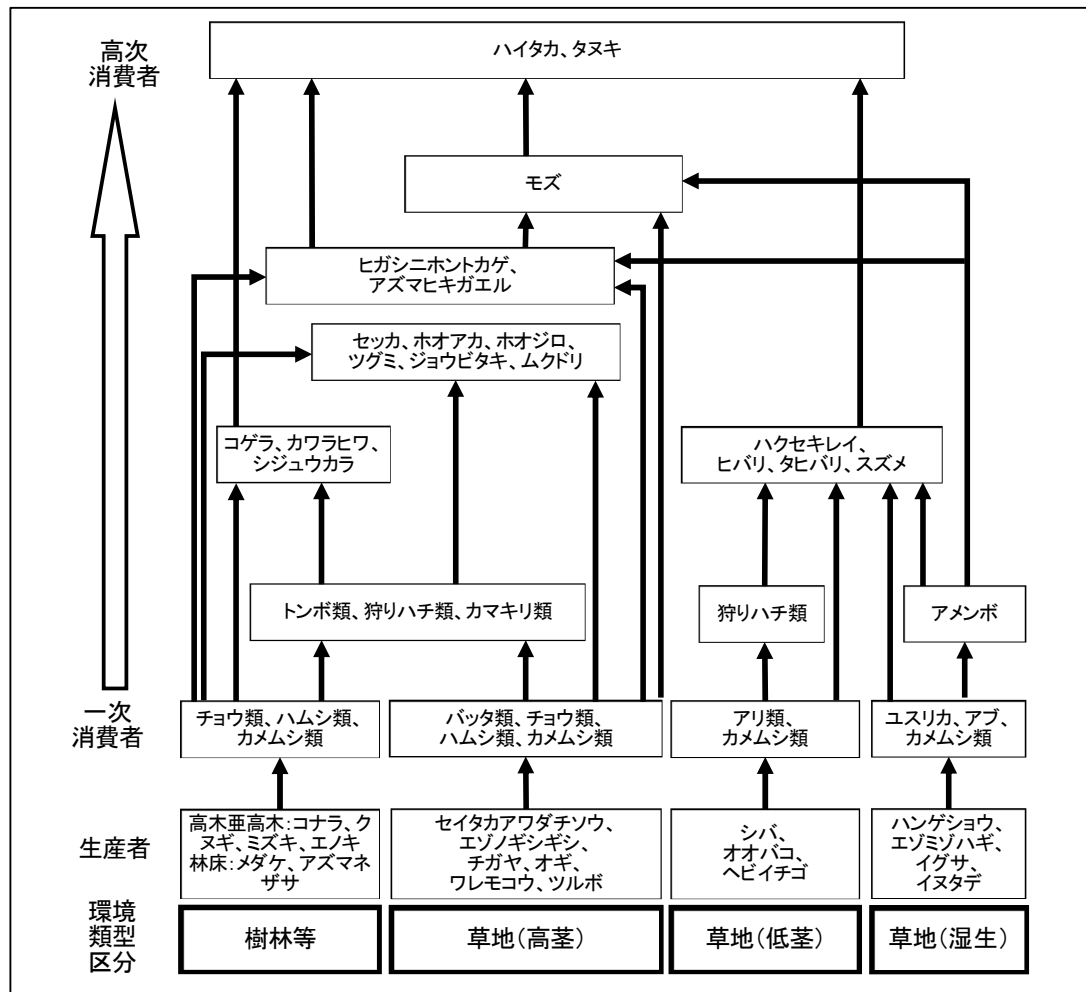


図 37-1 (1) 食物連鎖模式図
(準備書 p. 6. 2-100 図 6. 2. 3. 2)

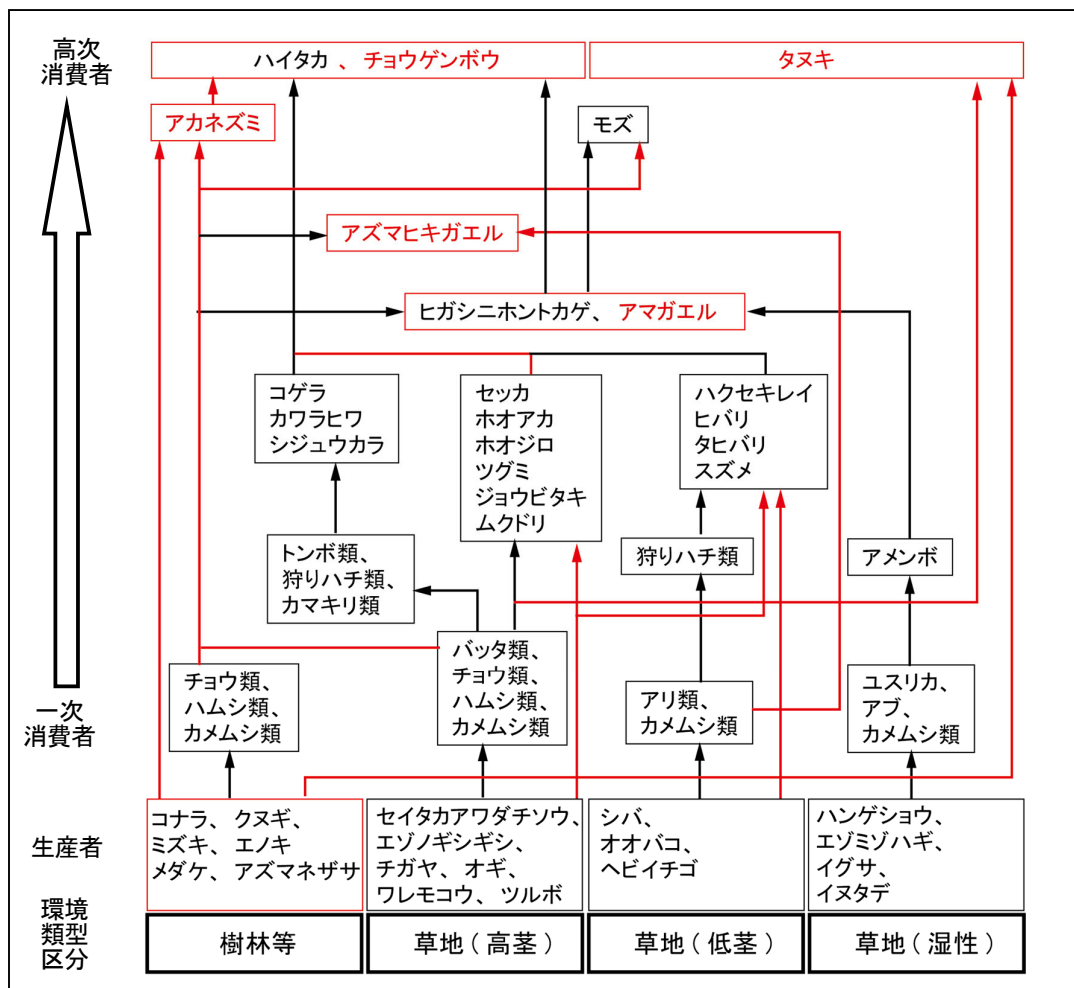
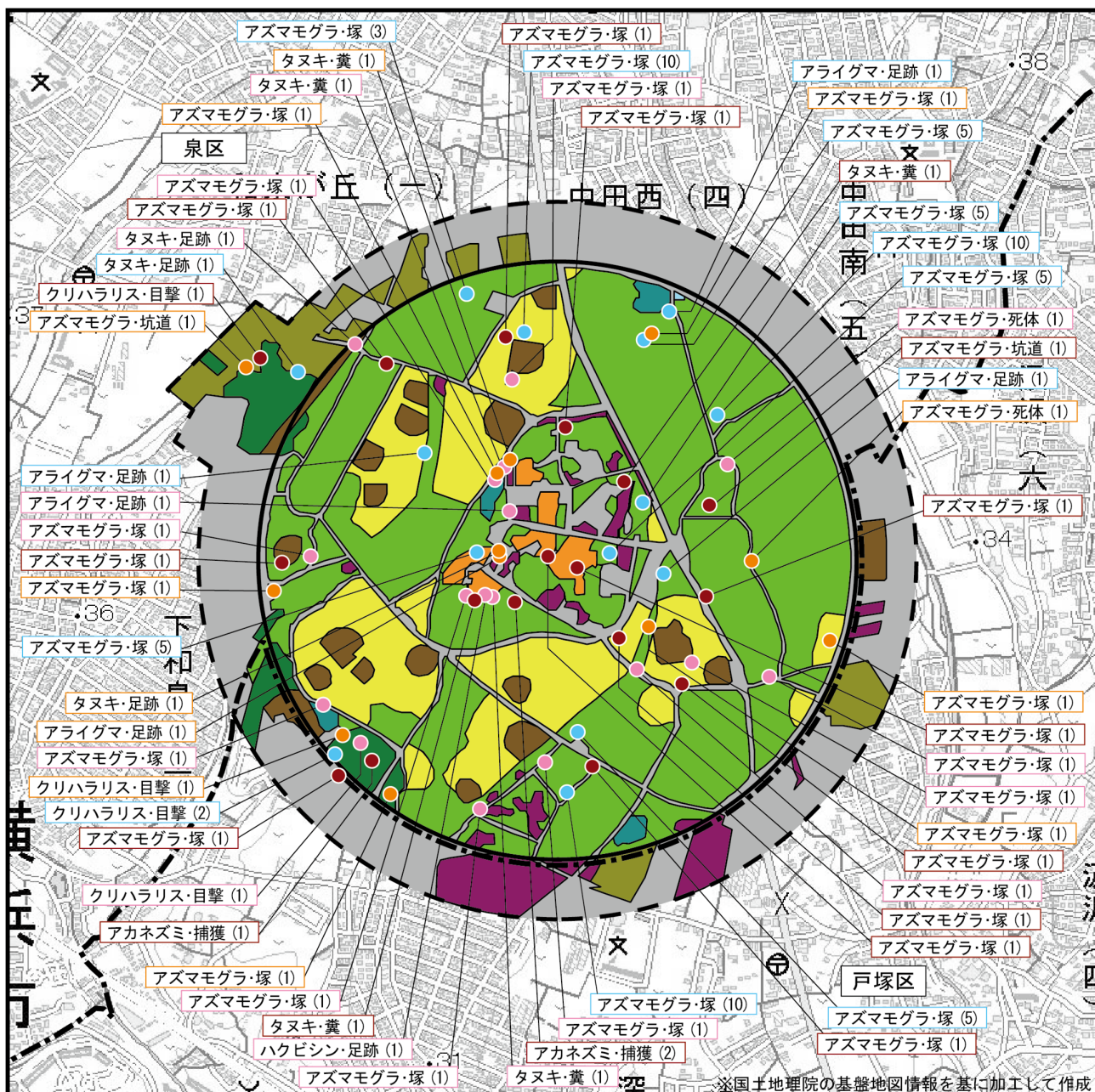


図 37-1 (2) 食物連鎖模式図

(赤字：準備書からの変更箇所)



凡 例

○ 対象事業実施区域
○ 対象事業実施区域 +100m

● : フィールドサイン等確認位置
(数字は確認数)

● : 冬季
● : 春季
● : 夏季
● : 秋季

[植生図凡例]

● : A 落葉広葉樹林 (コナラ林)
● : B 落葉広葉樹林 (ミズキ林)
● : C 高茎草本群落
● : D, E シバ群落
● : F オギ群落
● : G 湿生草本群落
● : H 植栽樹群
● : I 耕作地
● : J 裸地
● : K 道路・施設・住宅等

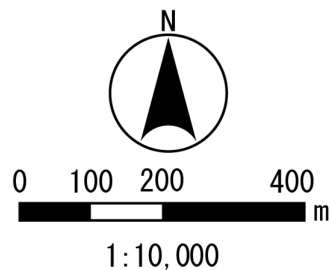
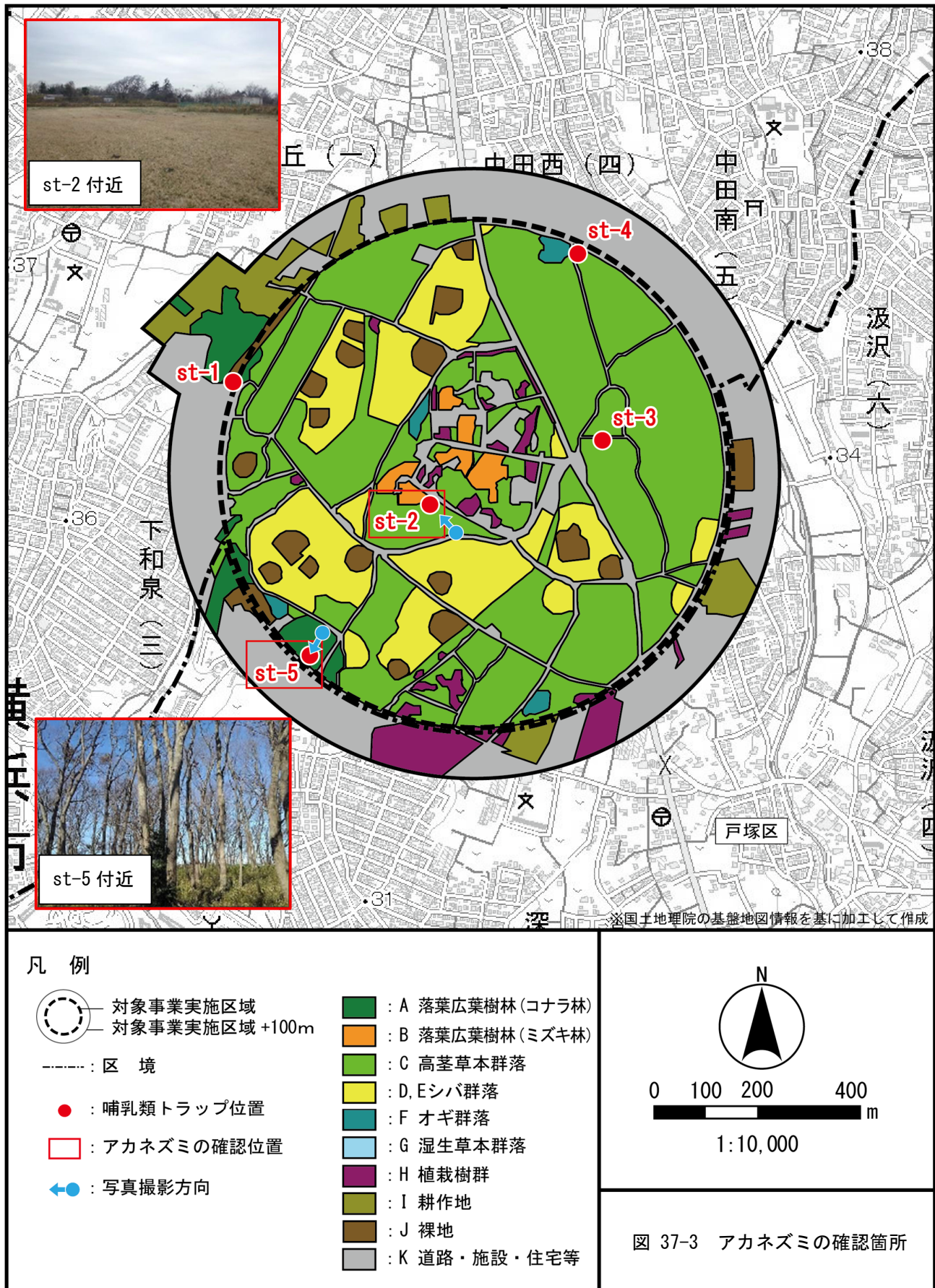


図 37-2 哺乳類の確認位置



38 落葉広葉樹の観点からの生態系に対する影響について

【令和7年度第15回審査会ご意見①】

補足資料4ページの表3-2(2)の修正された面積ですね。1.73ha増加するというのは「樹林等」の面積とありますね。この「樹林等」なのですけれども、落葉広葉樹だけではなくて植栽樹分も含んでいますよね。そういった理解でよろしいでしょうか。

【令和7年度第15回審査会ご意見②】

「樹林等」が建設行為等により57%減少して、新たな植栽が行われることで面積が1.73ヘクタール増えるということで、哺乳類に対して影響がないというのはなかなか言いにくい、断定できないのではないかと思います。やはり質として、既存の落葉広葉樹林と公園や墓園で新たに植栽された樹木群、そういった環境は大分、林床環境が違うと思うのです。そういった中でこの面積が増加するというだけで、「樹林等」に植栽樹を含んだ形で増加ということが、なかなか理由にならないのではないかと思います。もう少し質的に、林床環境の保全に関して考慮することが重要ではないかと思うのですけれども、この点いかがでしょうか。

【令和7年度第15回審査会ご意見③】

準備書6.2-105ページ図6.2.3.3の西側の樹林等が残るところではなくて作るところではないですか。

分かりづらいのではなくて、適切に御説明をいただく必要あるのかなと思うのです。というのは「樹林等」というふうに書いていて、今仰っているのは、「等」の部分がかなり多く含まれているのですね。植栽樹分については植生図の方を見るべきで、落葉広葉樹林の純粋な減少分をどのように考えるかということ、やはり影響として捉える必要があると思うのです。植栽樹分を加えることによって、こちらのプラス1.73ヘクタールとカウントされる形になっていますし、準備書の中での表現が、「復元率」という形になっているのです。この「復元率」というのは、きちんと質的に復元されていれば、「復元率」という表現で正しいと思うのですけれども、植栽樹分を含めて面積が増加して「復元」というふうに捉えるのは、少し違和感があります。これは「創出」であり「代償」であって、元に戻すような措置とは少し違うと思うのです。特に中央部の囲障区域の中の落葉広葉樹に関しては、全て人工の草地に変わりますので、こちらの落葉広葉樹林の減少分であるとか、周辺でも落葉広葉樹林の草地への転換があると思うのです。そういった部分の質的な影響をきちんと検討していただきたいです。そのひとつが先ほどの哺乳類の調査結果でもありますし、それから落葉広葉樹林の面積の変化といったもので、きちんと説明をしていただきたいというふうに思っています。

【事業者の見解】

対象事業実施区域内に創出される樹林等については、落葉広葉樹林のほか常緑樹等を含みます。対象事業の実施に伴い 4.38ha の樹林等が減少し、このうちコナラ群落は 1.24ha 減少します。一方、供用時には 6.11ha 創出し、このうち落葉広葉樹林を 1.5ha 程度創出する計画です。

囲障区域及び南西部の落葉広葉樹林は造成により消失するものの、樹林等には、図 38-1 に示す「横浜市森づくりガイドライン」に基づく管理手法を参考に、郷土種を主体とした落葉広葉樹等（落葉広葉樹の高木や落葉・常緑の中低木・草本）により林床から高木層に至る階層構造を持たせ、階層構造の発達した樹林を一部創出します。また、その他の樹木等についても、高木＋低木・草本を組み合わせることで現存樹林の部分的な再現を図り、生物にとって良好な林床環境の創出を図ります。

以上のことから、落葉広葉樹林の減少に伴う影響は低減されるものと考えます。

これらの内容については環境影響評価書に反映します。環境影響評価書では、「準備書 第 6 章 6.2 生物多様性 6.2.3 生態系 表 6.2.3.4」(p.6.2-104) について、表 38-1 (2) に示すとおり、落葉広葉樹林を 1.5ha 程度創出する計画であることを追記します。また、「復元率」という記載については、新たに創出する環境を対象としていることから、「創出率」に修正します。なお、「影響はほとんどないと予測されます。」という記載については、「影響は最小限に留めることができると予測します。」に修正します。さらに、「準備書 第 6 章 6.2 生物多様性 6.2.3 生態系」の予測結果（環境類型区分の変化の内容及びその程度）については表 38-2 (2)、予測結果（食物連鎖の変化の内容及びその程度）については表 38-3 (2) のとおり修正します。

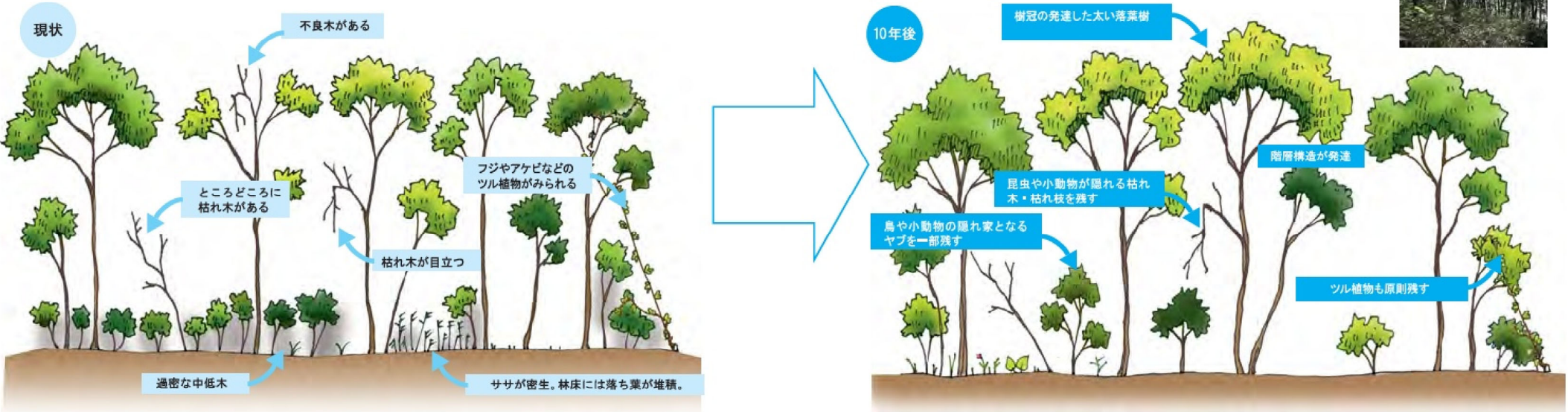
森に手を入れる

Ⅲ 森に手を入れる
1 森の管理手法
1-9 多様性保全型落葉広葉樹林

Ⅲ
1-9

1-9 多様性保全型落葉広葉樹林 ①

- 管理目標
- ・現存する落葉樹を活かし、生物多様性に配慮した大径木林とします。
 - ・鳥類や小動物の利用を意識し、階層構造の発達した樹林を目指します。
 - ・ホオノキやニガキなどクスギ・コナラ以外の樹種も活かします。



● 多様性保全型落葉広葉樹林でみられる生きもの（指標種・目標種の例）

分類	※1		※2	
	指標・目標種	種名	確認時期	指標種が示す環境 / 目標種となる理由 / 生育・生息に必要な条件など
植物	●	ギンラン	春	ギンランより弱い光環境でも見られる
	◎	ニリンソウ	春	やや湿った環境を好む
	◎	エビネ	春	国のレッドリストでは準絶滅危惧種。盗掘に注意が必要
	●	サイハイラン	春	葉はエビネに似る。林内の木陰を好む
	●	ヤマホトギス	秋	林内〜林縁で見られる。夏の下刈りで刈り残すこと
	●	ゴンズイ	秋	落葉小高木。秋に熟した実がよく目立つ
	●	ガマズミ	夏秋	落葉低木。明るい林内〜林縁環境を好む。萌芽力が強い
鳥類	◎	ツミ	通年	林内を飛翔する。採餌の他、大径木があれば繁殖も期待
	◎	キビタキ	春夏	樹林の中間部でさえずる。繁殖期（春〜初夏）は林内の立ち入りを避ける
	◎	ヤマシギ	秋冬	林床を利用。ミミズなど土壌生物を捕食する
	●	アカハラ	秋冬	林床を利用。ミミズなど土壌生物を捕食する。シロハラよりも明るい環境を好む
	●	ヤマガラ	秋冬	やや暗めの樹林環境を利用する。堅果（どんぐり）をよく食べる
昆虫類	◎	アカシジミ	初夏	高木化したコナラやクスギに産卵する。成虫は夕方活発に活動する
	●	ミズイロオナガシジミ	初夏	コナラやクスギに産卵する。小規模樹林でも比較的に見つけやすい
	●	ニイニイゼミ	夏	横浜のゼミの中では最初に鳴き始める。湿り気のある林内を好む
	●	ヤマトタマシ	夏	日当たりの良いエノキの高木を好む。日当たりの良い場所に置いた伐採木に産卵
	●	ルリタテハ	春夏秋	幼虫はサルトリイバラやホトギスを食草とする。成虫越冬
	●	クロヒカゲ	夏秋	市内北部のみ。まとまった面積のササ型林床が必要

※：落葉広葉樹林で見られる生きもののうち、明るい〜やや暗い環境、ヤブや茂みを必要とする、やや湿った環境を好む種を中心に選定しました。

※1：●→指標種（環境を見るときに物差しとなる種類）、◎→目標種（将来、見られるようになることが望まれる種類）
※2：確認時期について…植物については花や実が目立つ頃、動物については姿や種類が識別しやすい頃（例えば鳥はさえずりの頃、両生類は産卵の頃、昆虫は成虫や幼虫・蛹などが目立つ頃）としました。



資料：「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課、平成 25 年 3 月）

図 38-1 横浜市森づくりガイドラインに基づく管理手法（多様性保全型落葉広葉樹林①）

表 38-1 (1) 環境類型区分の変化の内容（類型区分別の創出率）

（準備書 p.6.2-104 表 6.2.3.4 環境類型区分の変化の内容（類型区分別の復元率））

段階	生息環境別の面積 (ha)					合計 (ha)
	樹林等	草地 (高茎)	草地 (低茎)	草地 (湿生)	その他	
工事中(対象事業実施区域内の 改変される面積)	4.38	43.82	10.71	0.81	16.08	75.80
供用時(対象事業実施区域内に 創出される生息環境の面積)	6.11	5.44	9.85	0.81	53.59	75.80
供用後の復元率 ^{※1}	139.4%	12.4%	92.0%	100.0%	—	—

※ 復元率は（（供用時の生息環境面積）／（工事中の改変面積））×100 により算出された値になります。

表 38-1 (2) 環境類型区分の変化の内容

（赤字：準備書からの変更箇所）

表 6.2.3.4 環境類型区分の変化の内容（類型区分別の創出率）

段階	生息環境別の面積 (ha)					合計 (ha)
	樹林等	草地 (高茎)	草地 (低茎)	草地 (湿性)	その他	
工事中(対象事業実施区域内の 改変される面積)	4.38	43.82	10.71	0.81	16.08	75.80
供用時(対象事業実施区域内に 創出される生息環境の面積)	6.11 ^{※2}	5.44	9.85	0.81	53.59	75.80
供用後の創出率 ^{※1}	139.4%	12.4%	92.0%	100.0%	—	—

※1 創出率は（（供用時の生息環境面積）／（工事中の改変面積））×100 により算出された値になります。

※2 高木～亜高木層・低木～林床植生等の既存樹林に近い階層構造を持つ落葉広葉樹林を 1.5ha 程度創出します。

表 38-2 (1) 予測結果（環境類型区分の変化の内容及びその程度）

（準備書 p. 6. 2-106 表 6. 2. 3. 6）

予測 結果	【工事中】 建設行為等	建設行為等により、樹林等は約 57%、草地（高茎）は約 100%、草地（低茎及び湿生）は 100%が消失します。 公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、タヌキやハイタカ、モズ、ヒガシニホントカゲ等の新たな生息・生育環境となる樹林等及び草地（高茎、低茎）を整備しながら、段階的に整備を行うことで影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による生息・生育環境への影響はほとんどないと予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の 変化	対象事業実施区域周辺の樹林地は引き続き維持されるほか、対象事業実施区域内では郷土種を主体とした樹種による新たな植栽が行われることで、時間の経過とともに新たな樹林地等として機能し、樹林性種の生息・生育が可能な環境が創出されます。その結果、予測地域における樹林等は 6. 11ha (1. 73ha 増) となるほか、供用時に新たに創出される規模の環境により生息環境は確保されることから、タヌキ、コゲラやカワラヒワ等の鳥類、ハムシ類やカメムシ類等の昆虫類といった種の生息環境である樹林等は維持されるため、影響はほとんどないと予測されます。 草地（低茎、湿地）については低茎草地環境を新たに創出するほか、現在と同程度以上で冬季でも水枯れのない湿生草地を草地保護区に復元します。なお、湿生草地の造成に際しては、工事着手前に現在の湿地から埋土種子が埋もれている表土を採取し、新たに造成される湿地に移設することで、現在の湿地草地と同様の植生の復元に努めます。よって草地（低茎、湿地）の面積は現況と同程度となることで、供用時に新たに創出される規模の環境により生息環境は確保されることから、ハイタカやモズ、タヒバリ等の鳥類、アリ類やカメムシ類、アメンボ、ユスリカ等の昆虫類といった種の生息環境である草地（低茎、湿地）は維持されるため、影響はほとんどないと予測されます。 草地（高茎）は供用時に一部は復元されるものの環境の多くが消失（高茎は -38. 38ha）しますが、対象事業実施区域内に設置する草地保護区には約 2. 9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地（高茎）環境の創出や草刈り頻度の人為的な調整により、草丈の疎らな高茎草地・低茎草地をパッチ状に形成させた区間を設ける等、構成種や草丈が様々となる質の高い草地環境を創出・集約化を図ることから、モズやセッカ、ハクセキレイ等の鳥類、バッタ類やチョウ等の昆虫類といった種の生息環境である草地（高茎）は維持されるため、影響はほとんどないと予測されます。

表 38-2 (2) 予測結果（環境類型区分の変化の内容及びその程度）

（赤字：準備書からの変更箇所）

予測 結果	【工事中】 建設行為等	建設行為等により、樹林等は約 57%、草地（高茎）は約 100%、草地（低茎、湿性）は 100%が消失します 公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、タヌキやハイタカ、モズ、ヒガシニホントカゲ等の新たな生息・生育環境となる樹林等及び草地（高茎、低茎）を確保しながら、段階的に整備を行うことで影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による生息・生育環境への影響は最小限に留めることができると予測します。
	【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	対象事業実施区域周辺の樹林地は引き続き維持されるほか、対象事業実施区域内では郷土種を主体とした樹種による新たな植栽が行われることで、時間の経過とともに新たな樹林地等として機能し、樹林性種の生息・生育が可能な環境が創出されます。また、樹林等のうち落葉広葉樹を中心とした階層構造の発達した樹林が 1.5ha 程度創出されることからタヌキ、コゲラやカワラヒワ等の鳥類、ハムシ類やカメムシ類等の昆虫類といった種の生息環境は確保されるため、影響は最小限に留めることができると予測します。 草地（低茎、湿性）については低茎草地環境を新たに創出するほか、第 1 期整備箇所に現在の湿生草本群落と同程度の面積の湿性草地を整備し、第 2 期整備箇所に現在の対象事業実施区域内の草地（湿性）と同程度以上の面積で冬季でも水枯れない湿性草地を草地保護区に復元します。なお、湿性草地の造成に際しては、工事着手前に現在の湿地から埋土種子が埋もれている表土及び根茎を採取し、新たに造成される湿性草地に移植することで、現在の湿性草地と同様の植生の復元に努めます。よって草地（低茎、湿性）の面積は現況の同程度となることで、供用時に新たに創出される規模の環境により生息環境は確保されることから、ハイタカやモズ、タヒバリ等の鳥類、アリ類やカメムシ類、アメンボ、ユスリカ等の昆虫類といった種の生息環境である草地（低茎、湿性）は維持されるため、影響は最小限に留めることができると予測します。 草地（高茎）は供用時に一部は復元されるものの環境の多くが消失（高茎は-38.38ha）しますが、対象事業実施区域内に設置する草地保護区には約 2.9ha の草地（高茎）を主としたまとまった草地（高茎）環境の創出や草刈り頻度の人為的な調整により、草丈の疎らな高茎草地・低茎草地をパッチ状に形成させた区間を設ける等、構成種や草丈が様々となる質の高い草地環境を創出・集約化を図ることから、モズやセッカ、ハクセキレイ等の鳥類、バッタ類やチョウ等の昆虫類といった種の生息環境である草地（高茎）は維持されるため、影響は最小限に留めることができると予測します。

表 38-3 (1) 予測結果（食物連鎖の変化の内容及びその程度）

（準備書 p.6.2-107 表 6.2.3.7）

予測 結果	【工事中】 建設行為等	建設行為等により、樹林等は約 57%、草地（高茎）は約 100%、草地（低茎及び湿生）は 100%が消失します。 公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、タヌキやハイタカ、モズ、ハクセキレイ、アズマヒキガエル等の新たな生息・生育環境となる樹林等及び草地（高茎、低茎、湿生）を整備しながら、段階的に整備を行うことで影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による食物連鎖に係る影響はほとんどないと予測されます。
	【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	対象事業実施区域周辺の樹林地は引き続き維持されるほか、対象事業実施区域内では郷土種を主体とした樹種による新たな植栽が行われることで、時間の経過とともに新たな樹林地等として機能し、樹林性種の生息・生育が可能な環境が創出されます。その結果、樹林等の消失は-2.91ha まで抑えられることで、樹林環境の食物連鎖に係る影響はほとんどないと予測されます。

表 38-3 (2) 予測結果（食物連鎖の変化の内容及びその程度）

（赤字：準備書からの変更箇所）

予測 結果	【工事中】 建設行為等	建設行為等により、樹林等は約 57%、草地（高茎）は約 100%、草地（低茎、 湿性 ）は 100%、 対象事業実施区域内はすべて が消失します。 公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、タヌキやハイタカ、モズ、ハクセキレイ、アズマヒキガエル等の新たな生息・生育環境となる樹林等及び草地（高茎、低茎、 湿性 ）を 確保 しながら、段階的に整備を行うことで影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による食物連鎖に係る影響は 最小限に留めることができますと予測します。
	【供用時】 施設の存在・土地利用の変化	対象事業実施区域内では郷土種を主体とした樹種による新たな植栽が行われることで、時間の経過とともに新たな樹林地等として機能し、樹林性種の生息・生育が可能な環境が創出されます。また、樹林等のうち 落葉広葉樹を中心とした階層構造の発達した樹林が 1.5ha 程度創出されるため 、樹林環境の食物連鎖に係る影響は 最小限に留めることができますと予測します。

39 コナラ群落の保全に向けた対応について

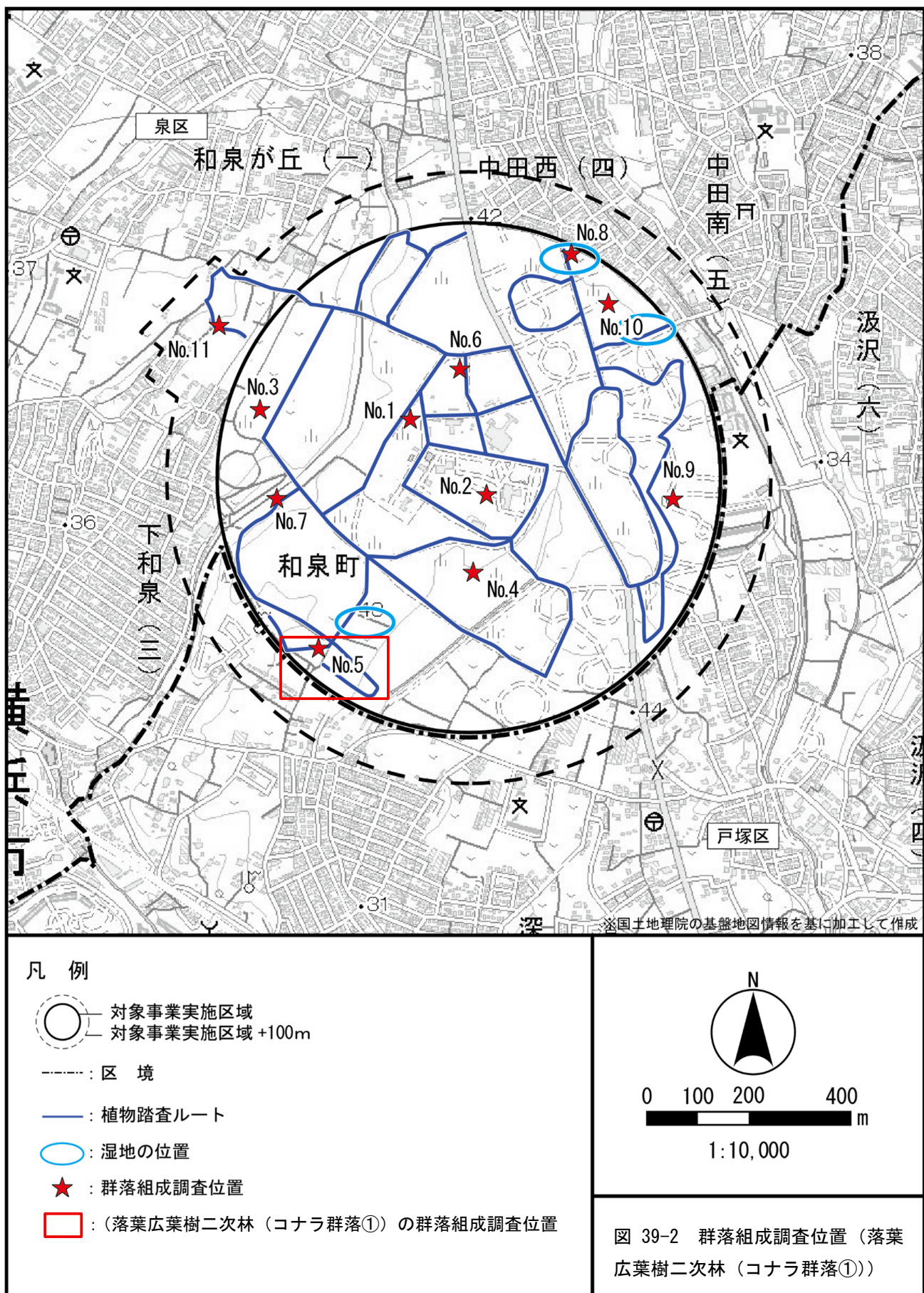
【令和8年度第2回審査会ご意見】

補足資料13を読んでいて、二次林、里山環境、薪炭林として維持されたコナラ群落が重要という解釈で進めるのであれば、今残っているコナラ群落が、調査の結果、昔の里山の薪炭林としてのポテンシャルが元々あったところが、遷移によってササに覆われてしまっていて環境が変わっている状態ということであれば、埋土種子の話も考えなくてはいけなくなると思うのです。ササに覆われたような場所で過去はすごく良かった環境だけれども変質してしまった場所を、切り開いて光を入れてあげると、前の種子が残っていて、その下から希少な植物が出てくる可能性があるのではないかと思います。そう考えたときに、コナラ群落を（対象事業実施区域）外にあるからといって、そのまま全部、調べもせずになくしてしまうのがいいのかという話になると思うので、今あるコナラ群落がどういうものなのかを、もう少し正確に調べた方がいいのではないかと思います。

【事業者の見解】

現状のコナラ群落については、図 39-1 に示すとおりササ等に覆われており、ご指摘のように、環境の変化により埋土種子等が発芽・出現する可能性も考えられます。そのため、そのような可能性に配慮し、環境の保全のための措置として、対象事業実施区域内に新たに整備する既存樹林に近い階層構造を持つ樹林において、既存のコナラ群落より一部の表土を移設します。

これらの内容については環境影響評価書に反映します。環境影響評価書では、「準備書 第6章 6.2 生物多様性 6.2.3 生態系 表 6.2.3.8」(p.6.2-108) について、p.44 の表 45-1 (2) に示すとおり修正します。



40 草地等の「集約化」について

【令和8年度第2回審査会ご意見①】

「集約化」という言葉が出てきました。「2.9ヘクタールの草地を、まとまった草地保護区として集約化します、集約化しますので質が高くなります」ということなのですが、元々の草地が2.9ヘクタール以上あります。これを集約化して、「質が高くなるから大丈夫です。」という書き方がすごく気になるところで、集約化して大丈夫になるということは、元々の草地よりも、より質の高いものをここで確保するということになるのですか。質×量でバランスを取りますよというようなことであれば、ここでの草地保護区に関しては質を高めるということなのですか。

【令和8年度第2回審査会ご意見②】

ギュッとすると影響が大きくなると思うのです。これで最小限にとどめることができるという根拠にならないのではないかと思います。いろいろなものがひしめき合ってしまったら、個別の種に対するニッチが確保できなくなって、集約化ということをしてここであげるのは、ネガティブな話なのではないですか。むしろその繋がりをどう確保するか、そのような観点の方が大事なのではないかなというのが気になったことです。

【事業者の見解】

草地保護区について、まとまった草地空間の確保や人圧による影響の低減等、草地（高茎）の面積減少に伴う影響の低減を図るための手段の一つとして整備するものであり、ご指摘のとおり、集約化＝質の向上ではないと考えております。集約化という表現については、小規模に点在するチガヤやススキ等の草地を草地保護区等にまとめて、ある程度の広さとまとまりを確保することをイメージしています。環境影響評価書においては、「準備書 第6章 6.2 生物多様性」の「環境の集約化による質の高い草地環境の創出」の記載箇所について、次ページのとおり修正します。

草地保護区の整備にあたっては、「第7回審査会補足資料 25 湿性草地について」にて詳述したとおり、オープン式調整池及び周辺に、水枯れのしない草地（湿性）、チガヤ等の草地（高茎）及びチガヤ等の草地（高茎）とシバ・オオバコ等の草地（低茎）がパッチ状に広がる草地を配置して多様な草地環境を形成します。また、草地の維持管理については、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課、平成25年3月）を参考に、草刈り頻度の人為的な調整等により、できる限り生物多様性に資する草地環境の創出に努めます。

ただし、ご意見②にてご指摘いただいたとおり、草地保護区のみで生物の生息環境を確保するのではなく、「35 具体的な緑化計画について」「36 生態系ネットワークについて」にて詳述したとおり、対象事業実施区域内の移動に加え、対象事業実施区域外の周辺緑地への移動の連続性を確保し、対象事業実施区域内外を含めた生態系ネットワークの形成により生態系の保全を図ります。

< 準備書 第6章 6.2 生物多様性における「環境の集約化による質の高い草地環境の創出」の記載箇所 (p. 6.2-1、p. 6.2-48、p. 6.2-50 表 6.2.1.32 (4)、p. 6.2-51 表 6.2.1.32 (6)、p. 6.2-52 表 6.2.1.32 (8) (9)、p. 6.2-53 表 6.2.1.32 (10)、p. 6.2-52 表 6.2.1.32 (12)、p. 6.2-55 表 6.2.1.32 (15)、p. 6.2-56 表 6.2.1.32 (16) (17)、p. 6.2-57 表 6.2.1.32 (18)、p. 6.2-58、p. 6.2-58 表 6.2.1.33 (2)、p. 6.2-59、p. 6.2-59 表 6.2.1.34 (1)、p. 6.2-60 表 6.2.1.34 (2)、p. 6.2-61 表 6.2.1.35 (1) (2)) >

環境の集約化による質の高い草地環境の創出

< 赤字：準備書からの変更箇所 >

郷土種主体の構成種や草丈が様々となる質の高い草地環境の創出及び環境の集約化

41 施工計画と生物の生息環境の確保について

【令和8年度第2回審査会ご意見】

随所に、工区を3区分にして段階的に実施するので大丈夫です、という書き方もされているのですが、3区分にするのだったら、最初に復元対象地を作ってくれるのですか、ということも、やはり大事になってくるのです。きちんとプラスにしておいてから下げますかという話です。下げ切った後にプラスにしたところで、十分な生息環境の共存はできないと思います。1回全部インパクトを受けてしまいます。そこも1つ気になったところで、先に復元的な措置を取ってくれるのですかということであったり、確保してくれるのですかというようなことを、ぜひ教えていただきたいと思いました。

【事業者の見解】

生物の生息・生育環境の確保について、各施工期間において一時的な生息・生育環境の減少が生じますが、各植生環境の生息・生育環境が施工期間中に消失することのないよう、生物の生息・生育環境の一定の環境の継続的な確保を図ります。

樹林等については、第0期にて囲障区域の樹林は消失しますが、対象事業実施区域南西側の樹林は残る等対象事業実施区域内の全ての樹林等が一度に消失するようなことはありません。また、代償措置として第1期に新たな樹林等を整備することにより、一定の環境の継続的な確保を図ります。

草地（高茎）については、第1期及び第2期にて大きく改変されますが、第1期で硬式野球場北側に草地（高茎）及び草地（湿性）を確保するとともに、第2期には草地保護区を整備することにより、一定の環境の継続的な確保を図ります。

草地（低茎）については、第1期にて一部改変されますが、第2期及び第3期に草地（低茎）が残存するとともに、第2期にてシバ類等の草地（低茎）を主体とした芝生広場を整備することから、一定の環境の継続的な確保を図ります。

草地（湿性）については、第1期にて大きく改変されますが、第2期及び第3期に草地（湿性）が残存するとともに、第2期にて草地保護区に草地（湿性）を整備することにより、一定の環境の継続的な確保を図ります。特に、草地（湿性）のうち湿生草本群落は第1期エリアのみに存在するため、「第7回審査会補足資料 25 湿性草地について」にて詳述のとおり、第1期エリア内で草地（湿性）を整備し、第2期に草地保護区に整備される草地（湿性）に再移植し、生育環境を確保します。

以上のことから、各施工段階において生息・生育環境の継続的な確保を図るとともに、環境の保全のための措置を遵守することにより、生物の生息・生育環境への影響の低減を図ります。

これらの内容については環境影響評価書に反映します。環境影響評価書においては、「準備書 第2章 都市計画対象事業の計画内容」のp.2-48の記載を次ページのとおりに修正します。

<準備書 p.2-48 一部抜粋>

2) 施設規模、構造の検討

施設規模、構造の検討にあたっては、広域的な利用を想定しつつ、日常的な利用に合わせ、適切な規模の駐車場を分散して整備することとし、ヒートアイランド現象の抑制策として墓園区域内には35%以上の緑地を設けるほか、外周道路には街路樹を配置することで、夏の日差しを和らげる緑陰の創出から、日射の遮断や蒸発散作用等による気温の上昇抑制を図ります。

光害対策の照明計画の検討及び廃棄物発生量の低減等、環境負荷を最小限とする計画とし、今後詳細を検討します。駐車場の規模は、公園整備事業では、イベント開催時等に、墓園整備事業では、彼岸等、墓参のピーク時にも対応できる規模とします。雨水の有効利用については、トイレ洗浄水等への利用等の可能性について検討した計画とします。

対象事業実施区域内の緑地を基本的には全てを改変する計画を予定している中で、緑地計画としては新たな緑地等の創出を目的に、草地環境については再生を中心とすること、新たに植栽する樹種については郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定するほか、建物や駐車場等も含めた積極的な緑化を実施すること等とし、今後具体的に検討していきます。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域内外の生態系にも配慮するよう努めます。

公園及び墓園整備事業は施工期間を3分割にし、段階的な整備を行うことで、動物に対する生息環境への影響の低減を図りながら実施します（図 2.4.1 参照）。

自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変をできる限り避けるように検討するとともに、対象事業実施区域内の新たな緑地等の創出を検討した計画とします。

災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実に努めます。

現在の河川（水路）は埋め立てる計画ですが、同じ場所に有孔管で暗渠排水を設ける、雨水浸透ますを整備する等、地下水の水位変動ができる限り少なくなる計画とします。

公園整備事業において、草地保護区を設置することで、生き物と人との距離を確保するように配慮した空間を担保していきます。なお、草地保護区の一部にはビオトープや野鳥観察池等の人と自然とが触れ合う空間の配置についても検討します。

対象事業実施区域内の施設の施工、改修にあたっては、長寿命化に努めます。

<赤字：準備書からの変更箇所>

2) 施設規模、構造の検討

施設規模、構造の検討にあたっては、広域的な利用を想定しつつ、日常的な利用に合わせ、適切な規模の駐車場を分散して整備することとし、ヒートアイランド現象の抑制策として墓園区域内には35%以上の緑地を設けるほか、外周道路には街路樹を配置することで、夏の日差しを和らげる緑陰の創出から、日射の遮断や蒸発散作用等による気温の上昇抑制を図ります。

光害対策の照明計画の検討及び廃棄物発生量の低減等、環境負荷を最小限とする計画とし、今後詳細を検討します。駐車場の規模は、公園整備事業では、イベント開催時等に、墓園整備事業では、彼岸等、墓参のピーク時にも対応できる規模とします。雨水の有効利用については、トイレ洗浄水等への利用等の可能性について検討した計画とします。

対象事業実施区域内の緑地を基本的には全てを改変する計画を予定している中で、緑地計画としては新たな緑地等の創出を目的に、草地環境については再生を中心とすること、新たに植栽する樹種については郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定するほか、建物や駐車場等も含めた積極的な緑化を実施すること等とし、今後具体的に検討していきます。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域内外の生態系にも配慮するよう努めます。

生物の生息・生育環境の確保について、各施工期間において一時的な生息・生育環境の減少が生じますが、公園及び墓園整備事業は施工期間を3分割にし、段階的な整備を行うことで、動物に対する生息環境への影響の低減を図りながら実施します。また、各植生環境の生息・生育環境が施工期間中に消失することのないよう、生物の生息・生育環境の一定の環境の継続的な確保を図ります(図 2.4.1 参照)。

自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変をできる限り避けるように検討するとともに、対象事業実施区域内の新たな緑地等の創出を検討した計画とします。

災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実に努めます。

現在の河川(水路)は埋め立てる計画ですが、同じ場所に有孔管で暗渠排水を設ける、雨水浸透ますを整備する等、地下水の水位変動ができる限り少なくなる計画とします。

公園整備事業において、草地保護区を設置することで、生き物と人との距離を確保するように配慮した空間を担保していきます。なお、草地保護区の一部にはビオトープや野鳥観察池等の人と自然とが触れ合う空間の配置についても検討します。

対象事業実施区域内の施設の施工、改修にあたっては、長寿命化に努めます。

42 雨水調整池及び草地（湿性）の考え方について

【令和8年度第7回審査会ご意見①】

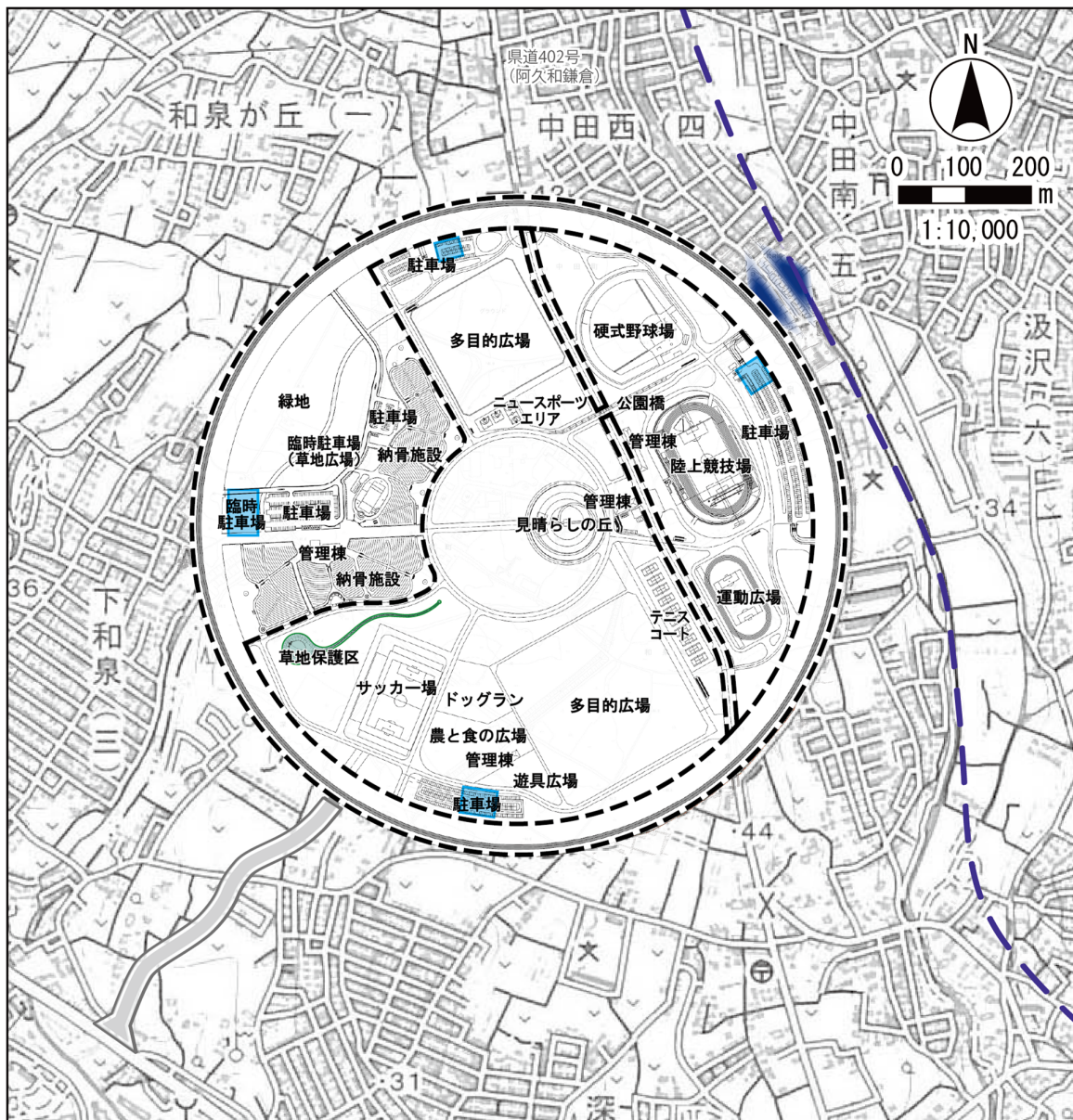
湿性草地の方です。御説明の内容は非常に具体的でよく分かったのですが、調整池をここに造って、湿性草地を北東ではなくて南西の草地保護区に復元する理由といたしますか、北東側の湿地を第1期で保全しつつ、第2期で調整池側に持ってくるというコンセプトとお伺いしたのですが、ここに調整池が必要である理由というのがよく分からなかったもので、それについて御説明いただくことは可能でしょうか。

【令和8年度第7回審査会ご意見②】

草地保護区に調整池というのはトレードオフがあるかと思いました。北側にも草地を中心とした公園のエリアを確保できるのに、こちらに調整池を持ってくる、こちらにより湿地を増やすという調整池としての根拠があればその方がよろしいかと思いました。妥当な御説明がいただけるとよろしいかと思いました。

【事業者の見解】

草地保護区に湿性環境を含むオープン式雨水調整池を整備する理由について、草地保護区を含むエリアの雨水貯留のために雨水調整池が必要なため、上部に施設等がなく比較的整備、管理がしやすい、草地保護区内に調整池を整備する計画としています。また草地保護区に湿地環境を整備することで草地保護区の生物多様性の向上につながることから、草地保護区に整備する調整池をオープン式とし、湿地環境を整備する計画としています。雨水調整池の配置計画については図 42-1 に示しています。



凡 例

---: 対象事業実施区域

■: 地下調整池

■: オープン式調整池

資料: 「深谷通信所跡地利用基本計画」(横浜市、平成 30 年 2 月)
を基に加工して作成

図 42-1 雨水調整池の配置計画
(準備書 p. 2-19 図 2.3.9)

43 草地（湿性）の水源の確保について

【令和8年度第7回審査会ご意見①】

補足資料 25 の 9 ページの説明のところ、＜赤字：準備書からの変更箇所＞の 1 つ目で「水枯れのない湿性草地」と書かれているのですが、この水枯れをなくす方法について確認をしたいです。基本的にはあまり湧水が期待できそうにないようなイメージを持っていて、水枯れのないということで進めるのであれば、人工的に取ってくる水を循環させて維持することも必要になってくると思います。当然この後に出てくるモノアラガイとかアサヒナコミズムシの保全という意味では、水枯れをしてしまうと全く意味がない、やはりそこは重要になってくる部分だと思うのですが、水枯れをさせない、水を維持する方法について、確認を取らせていただければと思います。この点をお願いいたします。

【令和8年度第7回審査会ご意見②】

特に今、酷暑の日が続くときがありますので、基本的に水を供給しないと間違いなく枯れると思います。植物によって水環境が違うというのは当然理解できますし、全部を水浸しにしてというわけではないのですが、中央の雨水調整池のところなどは、水が常に維持されていないと、そこに放すアサヒナコミズムシとかモノアラガイは死滅してしまうと思います。アサヒナコミズムシはどこかに行ってしまうかもしれないのですが、モノアラガイは死滅してしまうと思います。

多分大丈夫でしょう、ではなくて、確実に水を一年中残さないといけない、（アサヒナコミズムシとモノアラガイの）移植も考えるとその必要性があると思います。その場合に、雨水、湧水に頼るのではなくて、これをやるのであれば、恐らくポンプで水を循環させて、常にそこに水を流すことが必要になってくると思います。そこまで考えて計画を立てられた方が良いと思います。方針としてはとても良いことをしていると思うのですが、それを担保できる地盤がまだしっかりできていないような気がするので、水の確保については是非きちんと検討していただければと思います。

【令和8年度第7回審査会ご意見③】

調整池を企画しておきながら、水源について検討していないというのが驚きました。せっかく調整池を企画しても、しょっちゅう水が枯れてばかりで用をなさないということになると、無駄な公共事業ではないかというような懸念も出てきますので、水源確保については是非検討していただきたいと思いました。これは質問というより感想です。

【令和8年度第7回審査会ご意見④】

水源の点で、私もコメントさせていただきたいのですが、通常調整池を作ってグリーンインフラ的に活用していくという観点でいうと、やはり雨水の経路を考慮していただくというのが大事な観点かと思いました。様々な施設の屋根面がおそらくスタジアムの観覧席等にできたりすると思いますので、そのようなものをどう集めるかですね。あと周辺の外周道路の水の調整も、ここに機能として持たせるのかどうかという検討、そのような路面の雨水の集め方に関しても、是非検討いただければと思いました。

【事業者の見解】

草地保護区内の調整池の水源の確保については、隣接するサッカー場の雨水を活用することを検討します。サッカー場内に整備予定のスタンド、グラウンドの雨水排水をタンク等に貯留し、貯留した雨水を草地保護区の調整池に供給できるようにすることで、水枯れのない湿地環境を整備します。なお、草地保護区内に整備する雨水調整池は公園敷地内の雨水貯留のために整備する計画で、外周道路部分は含んでいません。

これらの内容は環境影響評価書に反映します。具体的には、「準備書 第2章 都市計画対象事業の計画内容 2.3.9 グリーンインフラ」のp.2-40に以下のとおり追記します。

＜準備書 p.2-40 一部抜粋＞

1) 公園整備事業

広大な敷地を生かし、雨水浸透ますや雨水調整池の設置、草地保護区へのオープン式調整池の水辺の整備、駐車場の緑化や園路等への透水性舗装や保水性舗装の導入等により、微気候改善や地下水の涵養に配慮した計画としています。

＜赤字：準備書からの変更箇所＞

1) 公園整備事業

広大な敷地を生かし、雨水浸透ますや雨水調整池の設置、草地保護区へのオープン式調整池の水辺の整備、駐車場の緑化や園路等への透水性舗装や保水性舗装の導入等により、微気候改善や地下水の涵養に配慮した計画としています。また、草地保護区において水枯れのない湿地環境を維持するため、サッカー場内に整備予定のスタンド、グラウンドの雨水排水をタンク等に貯留し、草地保護区のオープン式調整池に供給することについても検討します。

44 草地保護区の断面模式図について

【令和8年度第7回審査会ご意見】

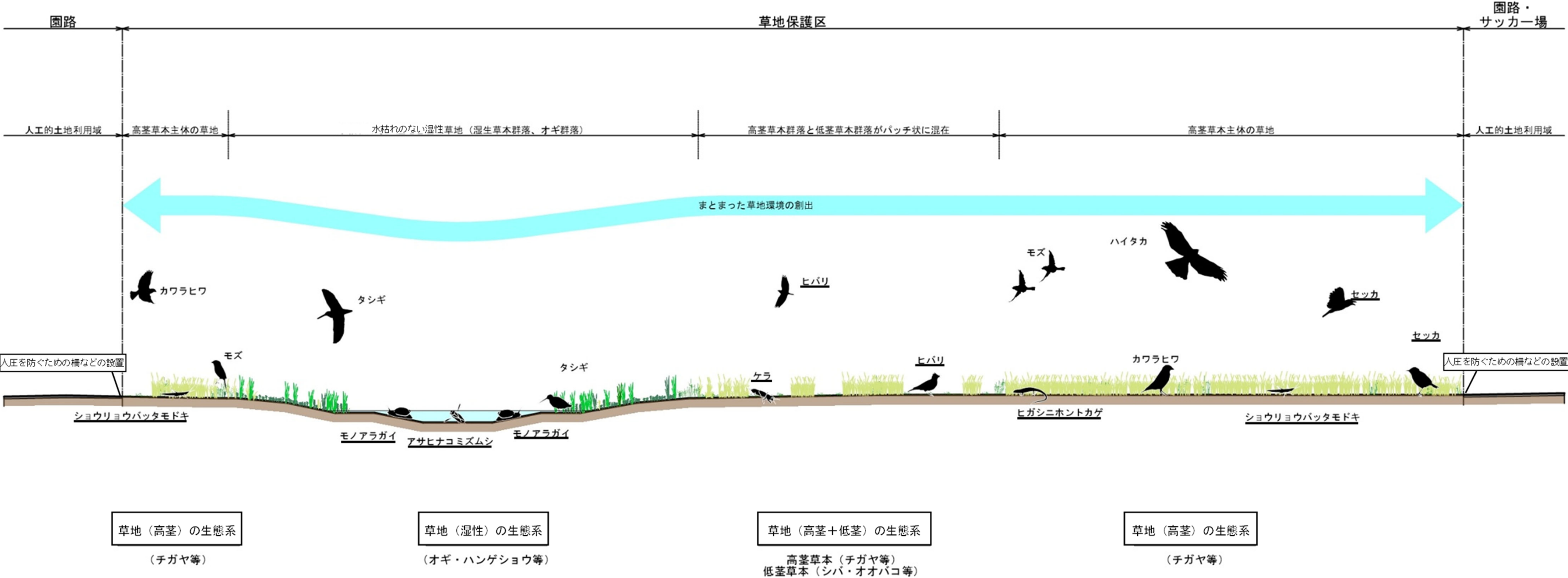
草地保護区の断面図（補足資料 13 ページの図 25-4）を提示していただきました。これは今回の審査会用に作ったということなので、これが維持されるわけではないと思いますが、1 つは注目種が対応できていないのではないかという感想です。まずモズを注目種にして、この草地でモズを保全していく、モズが生息できるようなところを考えると、草地だけでは駄目なのです。この中に灌木とか少し丈のある樹木も入れないと、モズが生息できない。ただの草地だけだと駄目ですし、この注目種の選定のところをもう少し検討された方が良いと思いました。

【事業者の見解】

草地保護区の断面図に示した種は、当該環境を主な生息環境（繁殖する環境）として利用する種だけでなく、採餌場所等として利用する種も含めて例示しました。

ご指摘のモズについては、繁殖や休息の際には灌木やある程度丈のある樹木を利用する一方で、草地を主要な採餌環境として利用するため、草地環境を利用する代表的な種の一つとして例示しています。

ご指摘を踏まえ、図 44-1 のとおり、草地保護区で繁殖する種に黒色の下線を付すとともに、図中には当該環境で繁殖する種及び採餌場所として利用する種を示している旨を図下に追記しました。



※ 図中には、草地保護区において繁殖する種及び採餌環境として利用する種を示しています。なお、下線で示す種は草地保護区で繁殖が想定される種を示します。

図 44-1 草地保護区の断面模式図（供用時）

45 生態系環境保全のための措置について

【令和8年度第7回審査会ご意見】

補足資料の23ページ（補足資料26）のところで、その一番下に「カラス類やクリハラリス、アライグマ等の外来種が残飯等に依存して増加することがないようにごみの処理を適切に行います。」ということが書かれているのですが、一つは書き方の問題で、このように書いてしまうと、「カラス類が外来種」に読めてしまうので、「クリハラリス、アライグマ等の外来種やカラス類」にした方が良いということが1点です。あと、クリハラリスが残飯をあさるということを聞いたことがないです。クリハラリスが拡大化して、かなり広範囲まで、相模原まで広がっていますけれども、あれは残飯に依存して広がったのではないと思います。その辺は確かめられていますか。クリハラリスが残飯をあさる聞いたことがないので、そういう話があったのであれば良いのですが、何となく外来種イコール残飯と繋がられているのだったら、書き直した方が良かったので御質問です。

【事業者の見解】

ご指摘を踏まえ、準備書 p. 6. 2-108 表 6. 2. 3. 8 の環境の保全のための措置の記載について、表 45-1 (3) のとおり、カラスが外来種であるとの誤解を招かない表現に修正しました。また、クリハラリスは残飯等への依存を前提とする種ではないことから、クリハラリスに関する記載は削除しました。なお、準備書からの変更箇所は赤字で、前回審査会までに説明済みの準備書からの変更箇所は、下線で示すとおりです。

表 45-1 (1) 環境の保全のための措置

(準備書 p. 6. 2-108 表 6. 2. 3. 8)

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	重要な種の保護の観点から、非表示としております。 ・公園及び墓園整備事業は工区を3分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施します。 ・動物の生息環境として質の高い草地（チガヤがまとまって生育する箇所）は極力保全するよう努めるほか、一部消失する場合は1表土の移設を行います。 ・動物の避難経路の確保に配慮した施工に努め、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定することにより、人圧等による動物への影響が低減できるような工事計画を策定します。 ・動物の生息環境として質の高い草地（チガヤがまとまって生育する箇所）は極力保全するよう努めます。 ・夜間作業は原則として行わず、照明等による夜行性動物への影響をできる限り回避します。また、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定することで、周辺に生息する動物への人圧低減効果が見込まれます。 ・工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで踏みつけ等による保全対象種への影響回避が見込まれます。 ・可能な限り低騒音型・低振動型建設機械を採用する等、騒音・振動の低減に努めます。 ・工事車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努め、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響の回避又は低減が見込まれます。
【供用時】 施設の使用・ 土地利用の変化	・対象事業実施区域内にできる限り樹林等、草地（高茎、低茎）の復元を図るとともに、公園内には約2.9haの草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、人圧等による動物への影響が低減できるような管理計画を策定します。 ・草地保護区内に造成される湿生環境に際しては、現在の湿地において埋土種子が埋もれている表土を採取した後、新たに創出される湿地に移設することで、現在の湿地環境と同様の植生の復元に努めます。 ・樹林環境では、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本を組み合わせます。 ・草地環境では、草刈りの頻度を人為的に調整し、草地（高茎）や草地（低茎）が疎らな草地環境がパッチ状に形成させていくことで、草地（高茎）に生息する種に対する生息環境の代償効果を見込むことができ、尚且つ人圧等による動物への影響低減が図られた管理計画を策定します。 ・駐車場や野球場、球技場、テニスコート、陸上競技場等の利用や通路等に設置される照明（園内灯）は、昆虫類が好む紫外線をカットし、誘引性を低減させるLEDランプや高圧ナトリウムランプを使用します。 ・敷地内で特定外来生物等の生息・生育により公園の管理運営等に支障がある場合、適宜、管理を行い、良好な景観の保全と樹木の育成に配慮します。 ・カラス類やクリハラリス、アライグマ等の外来種が残飯等に依存して増加することがないようにごみの処理を適切に行います。

表 45-1 (2) 環境の保全のための措置

(赤字：準備書からの変更箇所、下線：前回審査会までに説明済みの準備書からの変更箇所)

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	重要な種の保護の観点から、非表示としております。 ・公園及び墓園整備事業は工区を3分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施します。 ・動物の生息環境として質の高い草地（チガヤがまとまって生育する箇所）<u>については、表土及び根茎の移植等により、チガヤを含む従来生育している高茎草本群落の復元を図ります。</u> ・動物の避難経路の確保に配慮した施工に努め、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定することにより、人圧等による動物への影響が低減できるような工事計画を策定します。 ・夜間作業は原則として行わず、照明等による夜行性動物への影響をできる限り回避します。また、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定することで、周辺に生息する動物への人圧低減効果が見込まれます。 ・工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで踏みつけ等による保全対象種への影響回避が見込まれます。 ・可能な限り低騒音型・低振動型建設機械を採用する等、騒音・振動の低減に努めます。 ・工事車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努め、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響の回避又は低減が見込まれます。
【供用時】 施設の使用・土地利用の変化	・対象事業実施区域内にできる限り樹林等、草地（高茎、低茎）の復元を図るとともに、公園内には約2.9haの草地（高茎）を主とした<u>人の立ち入りを制限するまとまった草地保護区が創出されることで、人圧等による動植物への影響が低減できるような計画を策定します。</u> ・<u>湿性環境の造成に際しては、現在の湿生草本群落と同程度の面積の湿生草本群落を中心とした草地（湿性）を公園の第1期整備箇所に、現在の対象事業実施区域内の草地（湿性）と同程度以上の面積で冬季でも水枯れのない草地（湿性）を草地保護区に、それぞれ整備します。現在の湿地において埋土種子が埋もれている表土及び根茎を採取し、新たに造成される草地（湿性）に移設することで、現在の湿地環境と同様の植生の復元に努めます。</u> ・<u>草地（湿性）の整備に当たっては、第1期工事着手前に、湿生草本群落の表土及び根茎を採取します。採取に当たっては、埋土種子や群落構造を保全するため、表土を攪乱しない方法により実施し、埋土種子を含む表土を可能な限り採取します。採取した表土及び根茎は、第1期整備箇所の移植先が整備されるまでの間、対象事業実施区域内の適切な場所に仮移植し、第1期整備箇所に整備する草地（湿性）への本移植を実施します。</u> ・<u>第2期にて整備する草地保護区の草地（湿性）には、第1期にて整備した草地（湿性）から表土及び根茎を再移植するとともに、第2期整備箇所内の改変される草地（湿性）を草地保護区に移植することで、草地（湿性）の復元を図ります。</u> ・樹林環境では、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本を組み合わせます。 ・<u>対象事業実施区域内に新たに整備する既存樹林に近い階層構造を持つ樹林において、既存のコナラ群落より一部の表土を移設します。</u>

表 45-1 (3) 環境の保全のための措置

(赤字：準備書からの変更箇所、下線：前回審査会までに説明済みの準備書からの変更箇所)

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設が存在・ 土地利用の変 化	・草地環境では、草刈りの頻度を人為的に調整し、草地（高茎）や草地（低茎）が疎らな草地環境を<u>パッチ状に形成させていくことで、草地（高茎）に生息する種に対する生息環境の代償効果を見込みます。</u> ・<u>公園内の草地保護区を含む草地の具体的な維持管理方法を検討するにあたっては、今後専門家へのヒアリングを実施し、「横浜市森づくりガイドライン」（横浜市環境創造局みどりアップ推進課、平成 25 年 3 月）を参考に動物・植物の保全を考慮した保全管理計画を実施設計段階で策定します。</u> ・駐車場や野球場、球技場、テニスコート、陸上競技場等の利用や通路等に設置される照明（園内灯）は、昆虫類が好む紫外線をカットし、誘引性を低減させる LED ランプや高圧ナトリウムランプを使用します。 ・敷地内で特定外来生物等の生息・生育により公園の管理運営等に支障がある場合、適宜、管理を行い、良好な景観の保全と樹木の育成に配慮します。 ・カラス類、アライグマ等が残飯等に依存して増加することがないようにごみの処理を適切に行います。